

神奈川

# トラック 時報

Vol.738

2021  
January

1



一般社団法人  
神奈川県トラック協会

## TOPICS

- ・年頭挨拶
- ・令和2年交通安全功労者表彰
- ・スクエアード・ストレイト方式の交通安全教室を開催しました

神ト協会員専用ページの  
パスワード

有効期限

12/16～1/15まで **1201** です。  
1/16～2/15まで **1202** です。

神奈川トラック時報「毎月1回1日」第738号 2021年1月1日発行



January Photo 一箱根一

※1月号の発送につきましては、通常より少し遅れての発送となります。ご了承ください。



# CONTENTS

|             |    |                                                                                   |
|-------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------|
|             | 1  | 迎春                                                                                |
| 年頭挨拶        | 2  | 年頭挨拶 一般社団法人神奈川県トラック協会 会長<br>陸上貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川県支部 支部長 吉田修一                      |
|             | 4  | 年頭挨拶 神奈川県知事 黒岩祐治                                                                  |
|             | 5  | 年頭挨拶 関東運輸局長 河村俊信                                                                  |
|             | 6  | 年頭挨拶 関東運輸局 神奈川運輸支局長 中澤延夫                                                          |
|             | 7  | 年頭挨拶 神奈川労働局長 園田宝<br>／年頭挨拶 神奈川県警察本部 交通部長 清水昭人                                      |
|             | 8  | 年頭挨拶 神奈川県自動車交通共済協同組合 理事長 高橋浩治<br>／年頭挨拶 神奈川県貨物自動車事業協同組合連合会 会長 飯沼健史                 |
|             | 9  | 年頭挨拶 公益社団法人全日本トラック協会 会長 坂本克己                                                      |
| TOPICS      | 10 | 令和2年交通安全功労者表彰／スケアード・ストレイト方式の交通安全教室を開催しました                                         |
|             | 11 | スケアード・ストレイト方式の交通安全教室及び物流出前授業を実施しました                                               |
|             | 12 | 令和2年度原価計算活用セミナーが開催されました／車両台数調査票ご返送のお願い                                            |
| Information | 13 | 「正しい運転・明るい輸送運動」実施結果報告書                                                            |
|             | 14 | 貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し改善箇所要望書の受付について                                                 |
|             | 16 | 各種助成事業の申請はお済みですか？<br>／令和2年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施報告について                              |
|             | 17 | 年末年始の輸送等安全総点検実施結果報告書                                                              |
|             | 18 | 運行管理者試験受験対策セミナーのご案内                                                               |
|             | 20 | 令和2年度BCP研修会のお知らせ                                                                  |
|             | 21 | 「労務研修会」開催のご案内                                                                     |
|             | 22 | 引越講習(基本・管理者)開催のご案内                                                                |
|             | 23 | 令和2年度定期健康診断の有効活用と睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策セミナーのご案内                                         |
|             | 24 | 車両制限令及びETCコーポレートカード適正利用に係る研修会開催のご案内(神ト協・神貨協連共催)                                   |
|             | 25 | 各種行事(会議・研修会等)における新型コロナウイルス感染症対策                                                   |
|             | 26 | 令和2年度整備管理者研修の実施について(神奈川運輸支局主催)                                                    |
|             | 29 | 「新型コロナウイルスを踏まえた事業者における感染症対策」WEBセミナーについて<br>／図書資料室ご利用案内                            |
|             | 30 | 「運転者健康診断受診促進助成事業」の申請について                                                          |
|             | 32 | 「脳ドック受診促進助成事業」の申請について                                                             |
|             | 34 | 適性診断(初任・適齢)受診料助成のお知らせ                                                             |
|             | 36 | 可搬型運転操作検査器(アクセスチェッカー・ミニ)貸出のご案内                                                    |
|             | 37 | エコドライブ診断器(セーフティナビ)トラックバージョン貸出中です                                                  |
|             | 38 | 血圧計貸出のご案内                                                                         |
|             | 39 | 毒物・劇物を適切に運搬するために                                                                  |
| 総合安全プラン2020 | 40 | 安全教育リーダー養成講座のご案内(Gマーク加点対象)                                                        |
|             | 41 | ドライブレコーダー活用講座のご案内(Gマーク加点対象)                                                       |
|             | 42 | ドライバー向けエコドライブ講習会開催のご案内 (Gマーク加点対象)                                                 |
| 適正化だより      | 44 | 2020年度安全性優良事業所認定数                                                                 |
|             | 45 | 「初任運行管理者を対象とした実務研修会」開催のご案内                                                        |
|             | 46 | 適正化巡回指導の事例を掲載します                                                                  |
|             | 47 | 適正化巡回指導報告 令和2年8月分                                                                 |
| 青年部会だより     | 48 | 第1回臨時総会が開催されました／社会貢献事業「訪問」クリスマスケーキ作りを開催しました                                       |
| NEWS BOX    | 49 | 委員会・会議開催情報／今後の主な会議・行事予定／新規入会／県内の交通事故<br>／交通事故死者数ワースト3／一般貨物自動車運送事業用車両(トレーラーを除く)の推移 |
|             | 50 | 無料法律相談のお知らせ／8ケタの神ト協会員番号の確認について／もってけカナちゃん<br>／月間ベストセラーズ                            |
| 神貨協連情報      | 51 | WebKIT 受付開始のお知らせ                                                                  |
| 陸災防情報       | 52 | フォークリフト講習等資格取得のご案内／滑らないでください! 車も人も!!<br>／「年末・年始労働災害防止強調運動」実施中                     |
|             | 53 | 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育・積卸し作業指揮者教育を開催します                                                |
|             | 54 | 安全衛生推進者(初任時)教育のお知らせ                                                               |
|             | 55 | 「高齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」のご案内                                               |
| 広告          | 56 | 神奈川県自動車交通共済協同組合                                                                   |



年頭のごあいさつ

2021

迎春

令和三年 元旦

一般社団法人 神奈川県トラック協会



# 年頭所感

一般社団法人 神奈川県トラック協会 会長  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川県支部 支部長

吉田 修一



新年あけましておめでとうございます。  
令和3年の新春を迎えるにあたり、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

はじめに、会員事業者の皆様ならびに関係各位におかれましては、平素より当協会の運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。心から感謝を申し上げますとともに、本年も変わらぬご支援をお願い申し上げます。

さて新型コロナウイルスの感染拡大は、観光・消費に影を落とし、緊急事態宣言や休業要請等により、宿泊業・飲食業・サービス業は大きな打撃を受けました。また世界的な感染拡大が、サプライチェーンの毀損・停滞や海外市場の低迷を招き、グローバルな経済を混乱に貶めているところであります。我々トラック運送事業の状況につきましても、荷主の状況に連動して差があるものの全体的な落ち込みが顕著となっています。当協会会員事業者に実施したアンケート調査でも8割弱の事業者がコロナ禍による業績悪化を訴えるなど、この度のコロナ災禍に大変なご苦労をされておられることと承知しております。

また、協会の事業活動におきましても、集団健康診断の実施を断念する等、各種事業の中止、縮小を余儀なくされ、会員の皆様に大変なご不便をおかけしたところであり、日々変化する状況に対応すべく努力しているところでもあります。

トラック運送業界を取り巻く環境は、標

準運送約款の改正や貨物自動車運送事業法の一部改正、加えて昨年4月に告示された標準的な運賃などにより、本来であれば荷主に対して運賃交渉を行うにあたって絶好の機会でありましたが、新型コロナウイルスの流行により風向きは大きく変わってきたものと思われます。しかしながら経営環境、労働環境改善のため、業界が一丸となって進む必要があり、なお一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

新たな年を迎え、我々業界にとって解決すべき課題は多々ございますが、引き続き会員のための協会を基本理念として、会員企業の経営健全化を最重要課題と位置づけ諸課題に取り組んでまいります。

始めに交通事故防止に対する取り組みでございます。

言うまでもなく、トラック運送事業者にとっての最重要課題は輸送の安全確保であり、公道を使用して事業を営む者の社会的責務であります。県内の交通事故は発生件数及び死傷者数はともに対前年比では減少しているものの、依然として多数の尊い命が交通事故の犠牲となっております。業界といたしましても、交通死亡事故ゼロを目指して、次期『事業用自動車総合安全プラン』を推進すべく、引続き関係機関と連携しながら交通事故防止に対する取組を進めてまいります。

次に経営環境の改善に対する取組でございます。

慢性的な労働力不足については若干改善されつつあるものの、長時間労働是正に向





けての対応に加え、安全対策・環境対策、雇用確保のための賃金上昇等、厳しい事業経営を強いられている状況が続いております。加えてコロナ禍の影響により足元では運賃の下落の動きも見受けられ、トラック運送事業者間のダンピング等により、長い年月をかけて築き上げてきた土台すらも壊されようとしております。しかしながら、働き方改革に関連して年960時間の時間外労働規制が適用することを踏まえ、ドライバーの処遇改善を実現する上で適切な利益が確保できる運賃水準は必要不可欠であり、昨年告示されました改正貨物自動車運送事業法に基づく『標準的な運賃』等を活用しつつ、適正な運賃・料金の収受に向け、更なる環境整備を進めてまいります。

陸災防神奈川県支部につきましても、昨年も会員の皆様、関係者の皆様からご理解・ご協力を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

昨年の県内の陸運業における労働災害の発生状況は、ここ数年来の増加傾向により高い水準となっていたところに、さらに増加するというものでした。

本年におきましても、陸運業界の労働災害の大半を占める荷役運搬作業中の労働災害防止、及び高年齢労働者の労働災害防止を重点として、行政機関、荷主等の関係各位のご協力を得つつ、荷役作業の安全作業ガイドライン等を示された対策を推進し、さらには交通事故防止対策、健康確保対策を働き方改革の推進と併せ、働きやすい職場環境の形成を目指すことにより会員の皆様の更なる発展の実現のために取り組んで

まいりますので、本年もより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本年は衆議院議員総選挙が行われます。各方面において、『選挙に行きましょう』といったお話をさせていただいております。私たち一人ひとりの声を国政に反映させるために呼びかけさせていただきました。我々トラック運送業界は労働集約産業であり相当数の票を保有しております。特定の政党を支持していただくということではなく、業界の声を反映させるためにも、是非とも投票に行っていただきたくお願いいたします。

このように、我々業界は重要課題が山積していることに加えて、新型コロナウイルスとの共存が大きな課題になるかと思われます。令和3年度の事業計画につきましても、ウイズコロナの時代を意識する必要があります。会員事業者におかれましてもエッセンシャルワーカーの一翼を担いながら、社会や国民生活の発展・安定に貢献する公共的な事業として評価を高めていく絶好の機会であるかと思います。

結びにあたりまして、全ての業界関係者が令和3年、諸課題解決への思いをひとつにして、新しい時代にふさわしいトラック運送業界の実現に向けて、引き続き皆様方の多大なるご理解・ご協力をお願いしつつ、新年のご挨拶とさせていただきます。

 **YouTube** にて会長挨拶動画を配信しております。





# この1年 新しい日常を、 新しい笑顔で。

神奈川県知事

黒岩 祐治



明けましておめでとうございます。

新型コロナウイルスとの闘いが続く中、異例づくしの新年となりました。例年のようなお正月らしいお祝いができなくなってしまった方も大勢いらっしゃることでしょう。

神奈川県トラック協会の会員事業者の皆様におかれましては、県民の皆様がウィズコロナの中で生活を続けるために必要な物資を、対面による感染のリスクを抱えながらも日々運んでくださっていることに、心より感謝申し上げます。

また、昨年は、消毒液や防護服といった支援物資の緊急物資輸送、エアートント等の寄贈など、数々の支援をしてくださったことにも重ねて感謝します。

同様に、年末年始も関係なく、コロナ治療の最前線で闘い続けてくださっている医療関係者の皆さんに、改めて心から感謝の気持ちをお伝えしたいと思います。

感染拡大防止のため、県民の皆様にごまごまをお願いをしてきましたが、ご協力いただきてきたことにお礼を申し上げます。トラック事業者の皆様についても、感染防止対策取組書等をもとに感染対策を継続していただくようお願いします。

残念ながら、未だ収束のメドが立たない状況ではありますが、ワクチン開発や特効薬のニュースも散見されるようになりました。希望を持って、この難局を乗り越えていきたいと思っています。

さて、今年は、昨年延期が決まった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が本番を迎えます。神奈川県ではセーリング、野球・ソフトボール、サッカー、自転車のロードレースが開かれます。開催の

夏には、コロナ禍が収束していると信じて、皆さんと心をつなげて、世界中が注目するような素晴らしい大会に盛り上げていきましょう。昨年11月には横浜スタジアムに収容人数の86%ものお客様さまに入っただき、最新技術を駆使して密を避けるという技術実証も行いました。オリパラ成功への貴重な一歩を踏み出せたと思います。

また、コロナ禍で私たちの生活は一変しましたが、マイナス面ばかりではありません。これまでなかなか進まなかった“改革”が一気に前進した側面もたくさんありました。神奈川県は全国一、通勤時間の長い都道府県でしたが、今や、リモートワークは当たり前の時代になりました。働く（WORK）と余暇（VACATION）が一体となったワーケーションなども、普及してきています。以前からアピールしてきた「ちょこっと田舎、オシャレな神奈川ライフ」という移住促進策も、三浦半島や県西地域などで具体の成果につながり始めています。

昨年10月、神奈川県の新型コロナウイルスへの対応は先進的な取り組みであるとして、第8回プラチナ大賞を受賞しました。県庁職員が一丸となり、議会や市町村の皆様と一体となって取り組んできたことが第三者から高く評価されたいへん嬉しく思っています。この賞に恥じないよう、今年もウィズコロナ、アフターコロナの時代を神奈川から切り拓いていくことをお誓いし、新年のあいさつとさせていただきます。



# 令和3年年頭の辞

関東運輸局長

河村 俊信



新年おめでとうございます。

年頭にあたり新春のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人神奈川県トラック協会並びに会員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げますとともに、平素より国土交通行政の各般にわたり、ご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の中、これへの対応に追われる1年となりました。

国内では、昨年4月に「新型インフルエンザ等特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発出され、宣言が解除されるまでのあいだ、国民生活や産業活動は大きな制約を受けました。また、これにより、観光・交通・運輸の各分野でも、事業運営に多大なる影響を受け、大変厳しい状況となりました。政府では、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済への下支えとして、補正予算など様々な支援を行っておりますが、大変厳しい状況が今も続いております。

未だ終息が見えないコロナ禍において、交通運輸事業は、日常生活の維持や安定的な経済活動のために不可欠な事業であり、関係者の皆様が感染拡大防止を図りながら、『エッセンシャルワーカー』として献身的に尊い使命と責任を果たしていただいていることに、心から敬意と感謝を申し上げます。

関東運輸局としましては、本年も、新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組みながら、交通の安全・安心、大規模災害対応、地域の足の確保と都市の交通利便の向上、

観光産業振興、また、延期となりました東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた準備等、諸課題に的確に対応した施策を講じてまいります。

トラック運送業は、我が国の国民生活や経済活動を支える重要な産業であり、その担い手であるドライバーの確保は大きな課題です。このような必要な担い手を確保していくうえでは、長時間労働の是正をはじめとする労働環境の改善を実現していく必要があるものと考えております。

そのためには、「ホワイト物流」推進運動や「働きやすい職場認証制度」の周知・普及、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」における荷主との問題意識の共有、さらには、昨年4月に告示された「標準的な運賃」を含めた改正貨物自動車運送事業法の適正な運用が不可欠であり、引き続き、これらの取り組みを本省とも連携しながら進めてまいります。

以上、新しい年を迎えるにあたり、関東運輸局における施策、所信の一端を申し上げましたが、これらの実効性を高めるためには、一般社団法人神奈川県トラック協会並びに会員の皆様をはじめとする関係者と連携した一体的な取組を進めることが必要不可欠であります。

今後とも、関東運輸局の行政の推進に関し、皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の新年の挨拶とさせていただきます。

令和3年 元旦



## 令和3年 神奈川県トラック協会年頭挨拶

関東運輸局  
神奈川運輸支局長

中澤 延夫



令和3年の新春を迎え、神奈川県トラック協会並びに会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。また、平素より国土交通行政の各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜っていることに対しまして、厚く御礼申し上げます。

去年は、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい、人々の生命や生活、経済活動に大きな脅威をもたらし、これまでの社会の在り方を変えるほど大きな影響がありました。

こうした中であっても、日常生活や医療等に必要な物資が、これまでと変わらずに安定的に供給されているのは、トラック運送事業者の皆様が、感染リスクを抱えながらも、国民の暮らしとわが国の経済活動を支えるという使命を持ち、徹底した感染防止対策のもと業務に取り組まれているおかげであり、皆様のご尽力に改めて深く感謝を申し上げます。

トラック事業を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の影響などから、より厳しさを増しておりますが、事業の健全な運営を確保し、安定的な物流を維持していくためには、ドライバー不足の改善、働き方改革による労働時間の改善、適正取引の実現、輸送の安全確保など、多くの課題に対応していかなければなりません。

中でも、ドライバー不足は大きな懸念材料となっており、ドライバーの確保の観点からも労働環境の改善が重要な課題となっています。

神奈川運輸支局としましても、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会」を活用して取引環境の適正化と長時間労働の抑制に取り組むとともに、労働環境の改善を推進するための「ホワイト物流」推進運動や「働きやすい職場認証制度」の周知・普及、昨年4月に告示された「標準的な運賃」の浸透に積極的に取り組んでまいります。

また、運送事業にとって輸送の安全確保は最優先されるべきものですが、「事業用自動車総合安全プラン2020」の事故削減目標の達成は厳しい状況でございます。神奈川運輸支局としましても、事故を1件でも減らすべく、関係団体及び関係機関と協力・連携し事故防止の取り組みを推進してまいります。事業者の皆様におかれましても、事故防止の更なる徹底を図られるようお願い申し上げます。

今後とも、国民生活と経済活動を支えるトラック事業の発展のため、神奈川県トラック協会並びに会員の皆様と共に力を合わせて参りたいと考えております。

本年も、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



# 令和3年 新年のごあいさつ

神奈川労働局長

園田 宝



令和3年の新春を迎えるに当たり、一般社団法人神奈川県トラック協会及び会員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

神奈川労働局では、新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援を重点として取り組んでおり、雇用の下支えとなる雇用調整助成金や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の早期支給に努めております。引き続き、迅速な支給による支援を進めてまいります。

改正労働基準法による時間外労働の上限規制は、昨年4月から中小企業にも適用されております。自動車運転者については、令和6年まで適用が猶予されておりますが、同一労働同一賃金の中小企業への適用が本年4月に迫る中、道路貨物運送業で深刻化しているドライバー不足への対応も含め、「働き方改革」は引き続き重要な課題です。

神奈川労働局では、労働基準監督署や神奈川働き方改革推進支援センターによる法

制度や支援策の内容の丁寧な周知を図ってまいります。同時に、荷主企業への働きかけや「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」における荷役時間や待機時間の短縮に成果を上げた取組事例等を幅広く紹介することを通じて、長時間労働の是正をはじめとしたより良い労働環境の実現に取り組んでまいります。

また、道路貨物運送業における労働災害が増加しており、特に交通労働災害の増加が顕著であることを踏まえ、災害事例とその対策の周知等を図り、荷役作業中の安全確保もあわせ労働災害防止の取組みを推進してまいります。

本年も、皆様方の御理解、御協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げますとともに、貴会及び会員の皆様のますますの御発展と御健勝を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

# 年頭のごあいさつ

神奈川県警察本部 交通部長

清水 昭人



謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

一般社団法人神奈川県トラック協会の皆様には、平素から警察行政の各般にわたり、深い御理解と御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

とりわけ、スケアード・ストレイト方式による交通安全教室の開催や県内小学校への交通安全啓発物品の寄贈など、県民の交通安全確保のために御尽力をいただき、重ねて感謝を申し上げます。

さて、県内の交通情勢については、令和2年中の交通死亡事故状況をみますと、二輪車乗車中と歩行中が多く、これらを合わせると全体の半数以上を占めております。

このうち、二輪車乗車中では、車両単独事故のほか、四輪車が交差点を右折する際、対向から直進してくる二輪車と衝突するいわゆる右直事故も多く、歩行中では横断歩

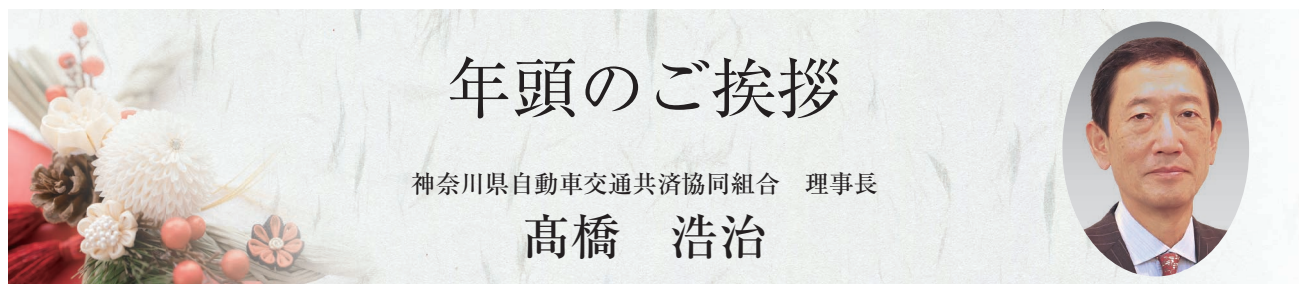
行中が多く、歩行者の中にも何らかの違反があるものがあります。

このため、県警察では、二輪車運転者に対しては、「速度を控えた運転」、四輪車運転者に対しては、二輪車は遠くに見えるなど「二輪車の特性を踏まえた運転」「横断歩道における歩行者優先の徹底」を呼びかけるとともに、歩行者に対しては、「ルールを守った正しい横断」等について、あらゆる機会をとらえて、様々な広報媒体を活用して呼びかけております。

皆様方におかれましても、引き続き交通安全意識の高揚にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会のますますの御発展と皆様の御健勝を心から祈念申し上げます、年頭の御挨拶とさせていただきます。





# 年頭のご挨拶

神奈川県自動車交通共済協同組合 理事長

高橋 浩治



新年あけましておめでとうございます。  
トラック協会会員の皆様にはお健やかに  
令和3年の新春をお迎えのこととお慶び申  
し上げます。

昨年から続くコロナ禍の中、エッセンシャル  
ワーカーとして医療業界と共に運輸業界は、  
大変厳しい状況下、各事業者のご努力により  
ライフラインの維持に懸命に取り組んでこ  
れました。皆様のご努力に対し、敬意を表す  
るとともに深甚なる感謝を申し上げます。

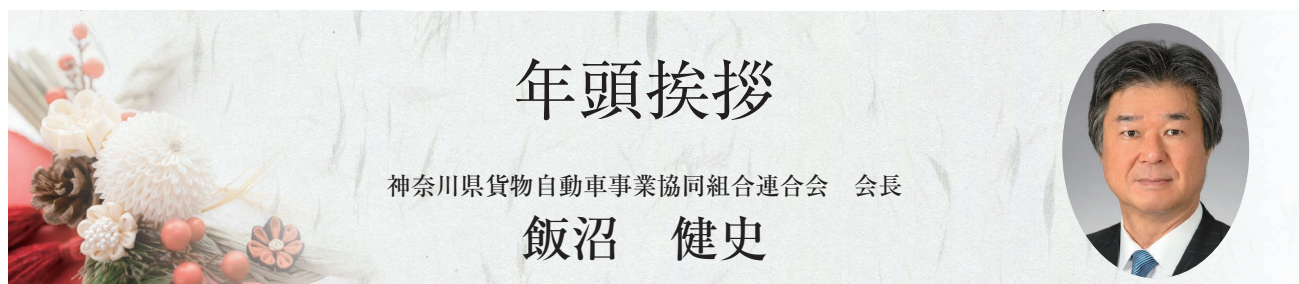
交通事故防止は、交通共済が掲げる大き  
な柱の一つであり、厳しい環境に置かれて  
いるトラック運送事業運営の中で事故を未  
然に防ぐことは健全経営への第一歩とな  
ります。当組合では、コメンタリー運転の推  
進をはじめとする各種事故防止活動を積極  
的に展開し、皆様のご協力のもと事故の根  
絶に向けて事業を実施してまいります。

ウィズコロナ、アフターコロナといった基

調が唱えられ、新しい生活様式が標準化する  
ことになっても、生活に欠かせない物資を輸  
送するトラック運送事業者の役務は変わるこ  
とはなく、交通共済は、組合員の確かな下支  
えになるよう役職員一丸となって共済事業の  
発展に努めてまいります。そのためにも良質  
な契約の確保や交通事故防止への取り組み  
は同じ業界組織だからこそその責務であり事業  
運営の根幹といえるところです。

年度末に向け事業利益の確保、配当金の  
実施となりますよう、これから迎える繁忙  
期の交通事故抑止に取り組み、新たな年度  
を清爽と迎えられよう事業運営に邁進し  
てまいります。

結びにあたり、本年も関係各位のご指導  
ご鞭撻をお願い申し上げますと共に、皆様  
の益々のご健勝とご繁栄を心より祈念申し  
上げ、新年のご挨拶といたします。



# 年頭挨拶

神奈川県貨物自動車事業協同組合連合会 会長

飯沼 健史



新年明けましておめでとうございます。  
謹んで新年のお慶びを申し上げますととも  
に、平素から関係行政機関並びに会員協同  
組合とその組合員の皆様には、格別のご理  
解とご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、今なお続く新型  
コロナウイルス感染症の影響により、国内  
はもとより全世界で想像を越えた猛威にさ  
らされ続けた年となり、東京オリンピック  
の延期、緊急事態宣言発出による外出規制  
など予想を超えたりスクの重大さを改めて  
思い知らされました。このような状況下で、  
感染リスクと厳しい労働環境の中でも業務  
を遂行するトラック運転手の存在が、国民  
生活維持に欠かすことのできないエッセン  
シャルワーカーとしてメディアに度々取り  
上げられたのは記憶に新しいところです。

こうしたなか当連合会では、協同組合の

運営に影響を及ぼす高速道路問題について、  
車限令の厳罰化に対しては継続して研修会  
の開催や違反調査を実施し情報共有を図り、  
違反件数の減少に取り組んでおります。また、  
昨年には神ト協と連携して「大口・多頻度  
割引利用額の一部還元措置の延長」及び「首  
都高速道路における車種間比率激変緩和措  
置の延長」を関係各所に要望いたしました。  
また、組合員の経営基盤に係る燃料事業に  
おいては毎月、燃料価格交渉を実施しており、  
神貨協連決定価格は全国価格の中でも廉価  
を維持し続けています。

今後も神貨協連はこれからの新時代にふ  
さわしい組合像を模索しながら魅力にあふ  
れた連合会を目指してまいりたいと存じま  
す。皆様には、昨年と変わらぬご支援、ご  
協力をお願い申し上げ、年頭のご挨拶とさ  
せていただきます。



# 令和3年 年頭所感

公益社団法人全日本トラック協会 会長

坂本 克己



令和3年を迎えるにあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

去年は、まさにコロナ禍に翻弄された1年でありました。人の命は尊いものであり、私どもとしても、この現実には厳粛に受け止めるべきではないと思います。

この状況の中で、わがトラック産業も大きな影響を受けました。経済の停滞・縮小の流れの中で、どのように事業を継続していくか、それぞれの事業者の方々が知恵を絞り、工夫を凝らし、努力してきた日々ではなかったかと思えます。

ただ、そのようなコロナ禍という厳しい状況下にあっても、社会からの期待に応え、国民生活のため、経済のために物流を止めないという強い思いを持ち、そしてトラック事業への誇りと自負を持ってがんばってこられた各事業者の皆様方に敬意を、そして現場で努力しておられるドライバーの皆様方に感謝を表したいと思います。

引き続き、厳しい苦境に直面しておられる事業者の皆様が、様々な支援措置を活用しながら経営を持続できるよう、国交省をはじめとした関係省庁の皆様のお力を頂戴しながら努力してまいります。

我が国の物流を守り続けていくためには、「悪貨が良貨を駆逐する」ようなことのないよう、悪質な事業者を排除するとともに、悪質な荷主が適切に指導され、真面目な事業者が社会において正当な評価を受けて、事業継続できるようにしていかなければなりません。そのためには、先般、関係者の皆様のご支援のおかげで成立をみた改正貨物自動車運送事業法への取り組みを今こそ促進していく必要があります。

「標準的な運賃」をはじめ、「荷主対策の

深度化」や「規制の適正化」といった取り組みを着実に進めていき、ドライバーの労働環境改善の原資となる運賃・料金を適正に収受していくことなどを通じて、当業界を取り巻く様々な課題を解消させていかなければなりません。

また、運送事業者の高速道路利用を推進していくことが必要です。

このことは、安全・安心な交通環境の実現に繋がり、また、周辺地域の環境に優しい輸送が実現できるとともに、ドライバーの拘束時間短縮など働き方改革の実現にも貢献できます。

そして、これを実現させるためには、運送事業者にとって利用しやすい道路ネットワークの推進が必要不可欠です。

全ト協では、「道路こそ運送事業者の生命線」と捉え、「重要物流道路」をはじめとする高速道路等の整備推進や、ミッシングリンクの解消、SA・PAおよび休憩・休息施設や中継物流拠点の整備など、運送事業者の皆様にとって利用しやすい高速道路料金のあり方の実現に向けて尽力してまいります。

また、運送事業者にとって使いやすい道路にしていくためには、高速道路料金のあり方等についてリーズナブルコストの構築を考える必要があります。今後とも、国土交通省などに対し引き続き強力に働きかけを続けてまいります。

令和3年を迎え、気持ちを新たに業界のさらなる健全化に果敢に取り組んでまいりますこととお誓い申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



# 01

## 令和2年 交通安全功労者表彰

令和2年優良運転者顕彰（事業用）を会員事業者2社2名が受賞しました。なお、表彰式が12月3日（木）に開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染予防のため中止となりました。

この顕彰は、永年、交通法令を遵守して安全運転に努め、人格、技能ともに優れ他の模範となっている優良運転者を広く県民に顕彰することにより、交通道德の普及・高揚と交通事故防止を図ることを趣旨としたものです。

### 受賞者（敬称略）

| 氏 名   | 会社名        |
|-------|------------|
| 中村 覚巳 | 株式会社ヒロライン  |
| 竹田 一郎 | 有限会社三原運輸商事 |

# 02

## スケアード・ストレイト方式の交通安全教室を開催しました

去る12月10日（木）、12月16日（水）、神奈川県立津久井浜高校、神奈川県立深沢高校にて交通安全教室を開催しました。当日は、交通環境委員会の川延副委員長、木村委員より開催挨拶の後、参加した生徒や先生に向けスタントマンが実車を使った交通事故を再現し、生徒や先生の代表者が車両に乗車して事故の衝撃等を体験しました。

なお、今年度の計画は、県下の高校を中心に全6回の交通安全教室の開催を予定しております。次回開催予定校：神奈川県立荏田高等学校





# TOPICS 03

## スケアード・ストレイト方式の交通安全教室及び物流出前授業を実施しました（平塚湘風高校）

TOPICS

12月15日(火)、県立平塚湘風高等学校においてスタントマンによるスケアード・ストレイト方式の交通安全教室が開催されました。当協会を代表して交通環境委員会 高梨委員長より挨拶がされた後、全校生徒約600名を対象に実施した交通安全教室では、生徒や先生も交通安全・事故の危険性について熱心に聴講されました。

その後、各学年の代表30名を対象に物流出前授業が開催され、冒頭、経営改善委員会江藤委員長より、「コロナウイルス感染拡大における緊急事態宣言の下でも、皆さんはコンビニやスーパーで商品を購入できたと思う。それは我々トラック運送事業者、トラックドライバーがどのような時も絶え間なく仕事をしてきた結果でもあります。我々はエッセンシャルワーカーと呼ばれ、我々無しには社会も経済も回りません。普段は縁の下の力持ちで、皆さんの目になかなか触れない職業ですが、本日はトラック運送に興味を持っていただき、将来の就職の選択肢に加えていただきたい」と挨拶され、また、準中型免許の取得についてPRされました。続いて、生徒の皆さんには、用意した3台の運転席に試乗していただき、今回ご協力いただいた会員事業者より、トラックの構造や仕事の内容等について説明を受ける等、実際にトラックに触れながらトラック運送事業について理解を深めていただきました。





## 令和2年度 原価計算活用セミナーが開催されました



## 重要なお知らせ

## 車両台数調査票ご返送のお願い





別紙

## 「正しい運転・明るい輸送運動」実施結果報告書

トラック時報 令和2年12月号誌上にてお知らせいたしました『第60回「正しい運転・明るい輸送運動」』の運動期間は1月10日（日）までとなっておりますが、この実施結果報告書は表彰のための推薦資料となりますので、必ず提出していただきますようお願い申し上げます。（報告書提出は1月19日（火）までとなっております）  
なお、本運動に関する詳細につきましては「トラック時報 令和2年12月号P26～28」をご参照いただくか、神ト協本部 事業部 交通環境課までお問合せください。

会社名.....印

所在地.....

### 1. 本運動において実施した重点事項

### 2. 本運動において実施したPR活動

### 3. 本運動の成果

○交通事故防止について

○交通公害の防止について

○輸送秩序の確立について

### 4. 本運動に対する反省事項及び意見等

※ 本運動における関係資料及び写真等がありましたら添付してください。

提出先 〒222-8510 横浜市港北区新横浜 2-11-1

（社）神奈川県トラック協会 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882 FAX 045-471-9055



## 貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し改善箇所要望書の受付について

標記につきまして各省庁が直ちに取り組む自動車運送事業の働き方改革のうち、警察庁所管の貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しについて検討されておりましたが、平成30年2月に警察庁交通局長から各都道府県警察の長等に対し、個々の交通実態等に応じて安全かつ円滑に駐車できる場所における駐車規制の見直しを行い、駐車規制が交通の安全と円滑を確保するために必要最小限のものとなるよう、一層の取組を行う旨の通達が発出されました。

これを受け、貨物の集配に相当な時間を要する集合住宅や中高層オフィスビル等の建物の付近等における駐車規制の見直し等の要望について、下記のとおり受付を行いますのでご案内いたします。

つきましては、貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しを希望する会員事業者におかれましては通達内容（警察庁内規発第3号）をご確認の上、下記の要領でご要望されます様、お願い申し上げます。

### 記

1. 要望先（駐車規制見直しに限る）：別紙の要望書を神ト協本部 交通環境課に提出（FAX可）
2. 受付期間：令和3年1月～5月末
3. 県警の通達内容：詳細は神ト協ホームページをご参照ください。
4. 留意事項
  - ①神奈川県警察本部にて要望内容の検討がされます。提出された要望が全て承認されるものではありませんのでご注意ください。
  - ②別紙の要望書については詳細な状況をご記入ください。

以上

### 【本件に関する問い合わせ先】

〒222-8510 神奈川県横浜市港北区新横浜2-11-1

一般社団法人神奈川県トラック協会 事業部 交通環境課

電話：045-471-8882 FAX：045-471-9055

### 駐車規制見直し箇所の実例



画像は、川崎駅前において実施した駐車規制見直し箇所です。

元々は川崎競輪場へ向う路線バスの発着場所でしたが、競輪が開催されない期間は路線バスが運行しないため、同期間中を「貨物集配中の貨物車に限り駐車可」といたしました。

FAX 045-471-9055

別紙

貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し改善箇所要望書

令和 年 月 日

|         |  |       |  |
|---------|--|-------|--|
| 会 員 番 号 |  |       |  |
| 事 業 者 名 |  |       |  |
| 担 当 者 名 |  |       |  |
| T E L   |  | F A X |  |

●要望地点詳細（駐車規制の見直しに限る）

|   |                                  |                                                                                                                          |
|---|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 場 所<br>(住所、交差点名、駅名など)            | 注) 要望地点の詳細がわかる地図(図面)や写真を添付してください                                                                                         |
| 2 | 道路名                              |                                                                                                                          |
| 3 | 要望理由                             |                                                                                                                          |
| 4 | 要望の内容(複数可)<br>(該当するものに☑を付けてください) | <input type="checkbox"/> 貨物用パーキングメーター(有料)の設置<br><input type="checkbox"/> 駐車禁止規制から除外<br><input type="checkbox"/> 駐車可規制の設置 |
| 5 | (特記すべき事項があればご記入ください)             |                                                                                                                          |

【 問合せ先 】

(一社) 神奈川県トラック協会 事業部 交通環境課  
TEL 045-471-8882



## 各種助成事業の申請はお済みですか？

■問合せ先 事業部 TEL 045-471-8882

今年度も各種助成事業を実施しておりますが、現在も受付を継続している助成事業の内、2月26日(金)にて受付が終了となる事業は下記の通りとなっております。まだ助成申請をされていない方はお早めにご申請をお願いいたします。

また、予算枠に達した場合は予告なく受付が終了いたしますので、必ず予算執行状況についてホームページにて確認してください。

各種助成事業の予算執行状況は神ト協ホームページのトップページよりご覧いただけます。

詳しくは、神ト協ホームページのトップページ (<https://www.kta.or.jp/>) より、『助成金執行状況』をご覧ください。

また、各種助成事業の詳細につきましては、「令和2年度 各種助成事業のご案内」冊子または、神ト協ホームページよりご確認ください。

|                                                   |                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2月26日(金)まで<br/>受付継続中の助成事業<br/>(予算に達し次第、終了)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●安全機器等導入促進助成事業</li> <li>●衝突被害軽減ブレーキ装置導入助成事業</li> <li>●運転者健康診断受診促進助成事業</li> <li>●グリーン経営認証制度促進助成事業</li> <li>●蓄熱マット等導入促進助成事業</li> <li>●免許・資格取得費用助成事業</li> <li>●信用保証協会保証料助成事業</li> </ul> |
|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※適性診断（初任・適齢）受診料助成、運転経歴証明書交付申請手数料助成、運行管理者等一般講習受講料助成の各事業につきましては、通年にて受付をしております。

## 令和2年度 年末年始の輸送等に関する 安全総点検実施報告について

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

令和2年12月9日(水)のFAX送信にて、令和2年12月10日(木)から令和3年1月10日(日)までを期間とした「令和2年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検」の実施についてお知らせをしておりましたが、期間終了後、実施内容のご報告をお願いしております。

つきましては、次ページの「実施結果報告書（トラック）」に記入し、FAX (045-471-9055) にて当協会までご報告くださるようお願いいたします。

# 年末年始の輸送等安全総点検実施結果報告書(トラック)

様式1-4(事業者用)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--------------|--|--|----------|---------|--|--|--|---------------|--|--------------------|--|
| 運輸支局長 殿                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |  |  |              |  |  | 令和 年 月 日 |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| 事業者の氏名及び名称                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| 年末年始の輸送等に関する安全総点検期間中に実施した次のとおり報告します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| 1. 総点検最高責任者(経営トップ)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |  |  | 2. 実施責任者選任数等 |  |  |          | 3. 社内点検 |  |  |  | 4. 事業の種類      |  |                    |  |
| 職名 氏名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |  |  | 選任数 名 営業所数   |  |  |          | 実施回数 回  |  |  |  | 特積 ・ 一般 ・ その他 |  |                    |  |
| 5. 実施状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| 重 点 点 検 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  | 点 検 結 果       |  | 問題点があればその内容と講じた措置等 |  |
| 2. 健康管理体制の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (1) 定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。)                                                                                                                                                                                                                   |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (2) 医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (3) 「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の判断目安等に従って、以下の事項を適切に実施するための体制を整備しているか。<br>・乗務前点呼において、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定<br>・運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示                                                                                                                                                                                                      |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (4) 運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (5) 脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていることから、実施している又は検討中の場合は「○」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。)                                                                                                                                                                                                  |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| 3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (1) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (3) 適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| 4. 運転者に飲酒運転や薬物運転を行わせないための安全対策の実施状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (1) 飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (2) 運転者に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (3) 飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に業務がある場合の飲酒等について指導しているか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (4) 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (5) 運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒の有無など休息状況を点検しているか。(運行経路にフェリーを組み入れていない場合は○を記載。)                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| 5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (1) 車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が実施されているか。特にホイール・ナット及びボルトの緩み等について確認しているか(※)。また、自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者等への周知徹底が図られているか。(※)については、車両総重量8トン以上の自動車に限る。                                                                                                                                                                                |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (2) 車輪脱落事故を防ぐため、①計画的にタイヤ交換作業を行っているか、②ホイール・ナット及びボルトの緩み等について、特に左後輪の車輪脱落が多いことに留意して、運行前点検で確認をしているか、③冬用タイヤへの交換作業は、正しい知識を有した者に実施させているか、④ホイール・ボルト、ホイール・ナット、ホイールの錆の状況を確認し、錆の除去が不可能なものは交換しているか、⑤冬用タイヤへ交換を実施した後、50km～100km走行後にホイール・ナットの増し締めを実施しているか。(車両総重量8トン以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)                                                                                       |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (3) 自社でタイヤ交換作業を行った車両による車輪脱落事故が多く発生していることから、①自社でタイヤ交換作業を行った場合には、タイヤ交換作業の結果を記録しているか、②増し締めの結果を記録しているか、③運行前点検で「ホイール・ナットの脱落及び緩み」、「ホイール・ボルトの折損等の異常」、「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」及び「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」の点検が実施されているか。④特に、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマーによる確認手法のほか、ホイール・ナットへのマーキングを施す、又は、市販化されているホイールナットメーカーを活用したマーキングのずれの確認手法により実施されているか。(車両総重量8トン以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。) |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (4) この期間中にホイール・ナットが規定のトルクで締め付けられているかの確認をしているか(締め付けトルク不足が発見された車両数及び発見されなかった車両数を記載。)。<br>(車両総重量8トン以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (5) スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。<br>(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)                                                                                                                                                                                                                                                      |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| 点 検 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  | 点 検 結 果       |  | 問題点があればその内容と講じた措置等 |  |
| 1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督等の実施状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (1) 点呼の際、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示や、および運転の禁止等道路交通                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (2) 適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (3) 事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (4) 運転中の携帯電話・スマートフォンの通話、操作及び画面視聴の禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (5) 過積載運行等の防止を図っているか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (6) 過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例：不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラス等への裝飾板の取付、さし枠の取付、突入防止装置の取外し、基準不適合マフラーの装着等)の防止が徹底されているか。                                                                                                                                                                                                                                                           |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (7) 交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、以下の事項を徹底しているか。<br>・自動車の構造上の特性(視野、死角、内輪差、等)を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。<br>・道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。<br>・歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させること。                                                                |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| 2. コンテナ輸送における安全対策の実施状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (1) コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (2) トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (3) 国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (4) 国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあるか認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。                                                                                                                                                                                                                                       |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (5) 国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないか確認し、これらのおそれがある場合には、事業者に連絡するよう運転者に指導しているか。                                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| 4. 自然災害・事故・事件等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (1) 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。))における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (2) 自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (3) 危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (4) 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある通報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| 5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (1) 始業・終業時等における車内の点検、終業後のドアロック及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (2) 不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を見つけた場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。また、車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失等の警察への連絡が徹底されているか。                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| 6. 新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況                                                                                                                                                                                                                                                            |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (1) 新型コロナウイルス感染症に関する業種別の感染拡大予防ガイドラインを踏まえた、対策の着実な実施に努めているか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |
| (3) インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。                                                                                                                                                                                                                                                      |  |  |  |              |  |  |          |         |  |  |  |               |  |                    |  |

| 点 検 項 目                      | 実施回数 | 備 考 |
|------------------------------|------|-----|
| 総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数 |      |     |

6. 期間中の重大事故発生状況(令和2年12月10日～令和3年1月10日)

| 種類<br>内訳 | 転 覆 | 転 落 | 路外逸脱 | 火 災 | 踏 切 | 衝 突 | 車 内 | 死 傷 | 健康起因 | 危険物等 | その他 | 合 計 |
|----------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|
| 件 数      | ( ) | ( ) | ( )  | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( )  | ( )  | ( ) | ( ) |
| 死者数      | ( ) | ( ) | ( )  | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( )  | ( )  | ( ) | ( ) |
| 負傷者数     | ( ) | ( ) | ( )  | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( )  | ( )  | ( ) | ( ) |

注) 1.重点点検項目及び点検項目については、安全総点検実施細目に準ずる。 2.「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入すること。 3.期間中の重大事故発生状況中の( )内は、有責事故を内数で記入すること。



# 運行管理者試験受験対策セミナーのご案内

令和2年度第2回運行管理者試験に向けた受験対策セミナーを開催しますので、試験を受験される方は是非ご参加ください。

今回は「①基本講座」座学・動画配信、「②集中講座」座学と2つのセミナーを開催しますので、ご自身の学習状況に合わせてお選びください。※両講座を受講することも可能。

※本セミナーは受験資格を得るための基礎講習等や運行管理者試験の申込ではありません。

1. 対象者 運行管理者試験を受験する予定の方
2. 開催日程 申込書を参照
3. セミナー講師・内容

| 講座名   | 受講方式      | 講座内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①基本講座 | 2日間<br>座学 | <p>講師／(株)日通総合研究所 専属講師</p> <p>講師が各分野の解説等や模擬試験を2日間にわたりじっくり行う基本的な内容の講座：基本的な内容から試験対策したい方向け</p> <p>1日目…貨物自動車運送事業法、道路運送車両法、道路交通法の解説等<br/>2日目…労働基準法、実務上の知識及び能力、模擬試験・模擬試験の解説等</p> <p>※事前にテキストを購入して予習したい方は、①～⑦を記載し(株)日通総合研究所までメール又はFAXにてご連絡ください。お申し込み後、日通総合研究所より購入についてご案内があります。</p> <p>①会社名②ご担当者名③購入部数④郵送先住所及び宛名⑤領収書宛名⑥送金者名カタカナ⑦「事前テキスト希望」と記載してください。</p> <p>●メール unkan-text@nittsu-soken.jp<br/>●FAX 03-6251-6450</p> |
|       | 動画配信      | <p>2日間座学の内容を2月1日から動画配信</p> <p>・事前にテキスト購入が必須となります。(座学に参加申込の方を除く)<br/>・テキストの購入が必要な方には別途購入の案内をします。</p> <p>※パソコン・スマートフォン等での受講です。動画視聴にはデータ通信料がかかりますので、WiFi環境での視聴をおすすめいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                   |
| ②集中講座 | 1日間<br>座学 | <p>講師／小田原ドライビングスクール専属講師 定員になりました</p> <p>講師が全分野のポイントを中心に1日に集中して行う講座：試験対策が進んでいる方、ポイントを復習したい方向け</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

4. 持参品 筆記用具・受講票
5. 受講料 無料基本講座はテキスト代1,300円(税込)が必要です。郵送は送料がかかります。
6. 申込方法 申込書に必要事項を記載の上FAXしてください。複数名の申込の場合は1名ごとにお申込みください。
7. 申込締切 各講習日の10日前まで(先着順) ※各回定員に達し次第締切ります。  
定員の残数については神ト協のHPをご確認ください。

## 【新型コロナウイルスの感染症対策】

◎マスク着用及び会場に入る際は手指消毒をお願いします。◎発熱の症状のある方や体調の良くない方のご参加はご遠慮ください。◎各状況を見据え、急遽座学は中止とする場合がありますので、その際には前日までに神ト協HPにて案内いたします。

【お問合せ先】(一社)神奈川トラック協会事業部SC統括課 TEL 045-471-8882

## ＜受験対策セミナー申込書＞

**FAX 返信先 045-471-9055**

申込後、各受講日の10日前までに受講票をFAXいたします(動画配信の方は除く)ので、当日は必ずご持参ください。

ご希望する日程の出席欄に○を付けてください。

※基本講座・動画配信・集中講座のすべてを受講することも可能です。

| 講座名           | 日 程                                          | 会 場                                                        | 定 員   | 出席欄          |
|---------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-------|--------------|
| 第 1 回<br>基本講座 | 令和 3 年 1 月 23 日（土）<br>10：00～17：00            | 神奈川県トラック総合会館<br>7 階大研修室<br>（横浜市港北区新横浜 2-11-1）              | 75 名  |              |
|               | 令和 3 年 1 月 24 日（日）<br>10：00～17：00            |                                                            |       |              |
| 第 2 回<br>基本講座 | 令和 3 年 2 月 6 日（土）<br>10：00～17：00             | ソレイユさがみ<br>セミナールーム 1<br>（相模原市緑区橋本 6-2-1<br>シティ・プラザはしもと内）   | 75 名  |              |
|               | 令和 3 年 2 月 7 日（日）<br>10：00～17：00             |                                                            |       |              |
| 第 3 回<br>基本講座 | 令和 3 年 2 月 13 日（土）<br>10：00～17：00            | かながわ労働プラザ<br>多目的ホール A・B<br>（横浜市中区寿町 1-4）                   | 145 名 |              |
|               | 令和 3 年 2 月 14 日（日）<br>10：00～17：00            |                                                            |       |              |
| 動画配信          | 令和 3 年 2 月 1 日（月）から 3 月 14 日（日）まで            |                                                            |       |              |
| 集中講座          | <del>令和 3 年 2 月 20 日（土）<br/>9：30～18：30</del> | <del>神奈川県トラック総合会館<br/>7 階大研修室<br/>（横浜市港北区新横浜 2-11-1）</del> | 75 名  | 定員に<br>なりました |

|      |  |       |  |
|------|--|-------|--|
| 会員番号 |  | 会 社 名 |  |
| 担当者名 |  | 受講者名  |  |
| 電 話  |  | F A X |  |

【いただいた個人情報については、セミナー用務以外に使用しません。情報等については厳重に管理します。】

※受験対策セミナーの効果を実証するため、合格発表後ご担当者あてに可否結果の報告をFAXにてお願いしております。



# 令和2年度BCP研修会のお知らせ

■問合せ先 総務部 防災対策室 TEL 045-471-5511

協会では、BCP研修会を下記の日程で開催します。また、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、本年度は入門編、策定編それぞれ1回の開催とさせていただきます。

なお、講師は（株）浜銀総合研究所 主任コンサルタント 江嶋哲也氏を予定しております。是非ともご参加いただくようよろしくお願いいたします。

入門編は、BCPと聞いて「BCPとは何」と思われる方に参加していただきBCPの必要性をご理解いただきます。

策定編は、「BCPをどのように作成するのか、BCPを作ったが確認してほしい」とお考えの方に参加していただきます。

| 入門編 | 開催日時                | 開催場所                             | 定員  |
|-----|---------------------|----------------------------------|-----|
|     | 1月25日(月)<br>14時～16時 | 神奈川県トラック総合会館<br>横浜市港北区新横浜 2-11-1 | 90人 |

| 策定編 | 開催日時                | 開催場所                             | 定員  |
|-----|---------------------|----------------------------------|-----|
|     | 1月28日(木)<br>10時～16時 | 神奈川県トラック総合会館<br>横浜市港北区新横浜 2-11-1 | 30人 |

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

総務部 防災対策室 宛 (FAX 045-471-9055)

令和 年 月 日

## 「BCP研修会」参加申込書

参加を希望される研修欄に○印をつけて、FAXしてください。

| 入 門 編               |  | 策 定 編               |  |
|---------------------|--|---------------------|--|
| 1月25日(月)<br>14時～16時 |  | 1月28日(木)<br>10時～16時 |  |

|      |  |     |  |
|------|--|-----|--|
| 会員番号 |  | 役職  |  |
| 会社名  |  | 氏名  |  |
| TEL  |  | FAX |  |

※新型コロナウイルス感染症対策のため、以下についてご注意ください。

- ・マスクの着用をお願いするとともに、会場に入る際の手指消毒、検温にご協力ください。
- ・体調の優れない方のご参加はご遠慮ください。

## 「労務研修会」開催のご案内

### ～新型コロナウイルス対策と荷役ガイドラインについて～

■問合せ先 事業部 SC統括課 TEL 045-471-8882

陸上貨物運送事業については死傷災害の災害発生率が高水準で推移しており、特に荷役作業時における労働災害が大部分を占めていることから、荷役作業中の労働災害の防止を図るために下記研修会を開催することになりました。

つきましては、参加を希望される方は下記の所定事項を記入の上、FAXにて返信くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日参加出来ない方のために2月上旬から神ト協HPにて動画配信を予定しているほか、DVDを作成して、希望者への配布を予定しています。

詳細は神ト協HPをご覧ください。

| 日 時                                        | 会 場                                                                    | 講習内容（予定）                                                                                                                                       | 定員  |
|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 令和3年<br>2月2日(火)<br>13:30～15:10<br>受付13:00～ | 新横浜国際ホテル<br>横浜市港北区新横浜 3-18-1<br>マナーハウス2F<br>「クイーンズホール」<br>045-473-1311 | ①新型コロナウイルス感染症に係る事業者の対応方について<br>講師：神奈川労働局 佐藤監察監督官<br>②最近の労働情勢について<br>講師：神奈川労務局 稲葉安全専門官<br>③陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインについて<br>講師：神奈川労働局 稲葉安全専門官 | 90名 |

※新型コロナウイルス感染症対策のため、以下についてご留意ください。

- ・マスクの着用とともに、会場に入る際の手指消毒をお願いします。
- ・体調の優れない方のご参加はご遠慮ください。
- ・各状況を見据え、急遽中止とする場合がありますので、その際には前日までに神ト協HPに案内いたします。

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

令和 年 月 日

事業部 SC統括課 宛 (FAX 045-471-9055)

「令和2年度 労務研修会」 参加申込書

|       |  |       |  |
|-------|--|-------|--|
| 会員番号  |  | 役 職   |  |
| 事業者名  |  | 参加者名  |  |
| T E L |  | F A X |  |

※いただいた個人情報はセミナー用務以外には使用しません。情報等については厳重に管理します。

※複数名でのご参加の場合は申込書をコピーしてご使用ください。

受講票を後日FAXいたしますので、セミナー当日にご持参ください



## 引越講習（基本・管理者）開催のご案内

■問合せ先 事業部 担当：柏木 TEL 045-471-8882

利用者サービスのレベルアップを図ることを目的に、「引越基本講習」及び「引越管理者講習」を下記の通り開催することとなりました。

受講をご希望される方は、当協会のホームページより所定の申込書兼受講票をダウンロードしていただき、必要事項を記載の上、郵送にてお申込みください。また、「引越管理者講習」をお申込みの際は、顔写真を同封していただきますようお願いいたします（引越基本講習は顔写真不要）。

尚、「引越管理者講習」は「引越事業者優良認定制度」の認定要件の一つとなっており、引越に関わる全ての事業所に引越管理者講習修了者を1名以上在籍させる必要があるため、引越管理者講習修了者が未配置となっている場合は両講習を受講いただき、在籍している引越管理者講習修了者が本年度更新（再受講）時期の場合には「引越管理者講習」を受講いただきますようご案内申し上げます。

※新型コロナウイルス感染防止対策につきましては、25ページをご覧ください。

### 【引越基本講習】

日 時 令和3年2月5日(金)10時00分～16時00分（受付：9時30分より）  
場 所 神奈川県トラック総合会館  
内 容 引越業界の現状について / 標準引越運送約款の解説 等（仮題）  
対 象 者 引越業務実務経験者（予定される方も含む）  
定 員 40名（締切前であっても、定員を超えた場合は受付を終了させていただきます）  
締 切 令和3年1月21日(木)必着

### 【引越管理者講習】

日 時 令和3年2月19日(金)10時00分～16時00分（受付：9時30分より）  
場 所 神奈川県トラック総合会館  
内 容 標準引越運送約款の改正について / 家電4品目等の処分について  
紛失、損傷、遅延に係わる賠償の対応について（グループ討議）  
対 象 者 平成17年度以降の全ト協統一形式引越基本講習を受講された方  
※平成29年度以前の引越管理者講習修了者の方は更新（再受講）が必要になります。  
定 員 40名（締切前であっても、定員を超えた場合は受付を終了させていただきます）  
締 切 令和3年2月4日(木)必着

《受 講 料》両講習とも神ト協会員で県内営業所所属の方は無料  
※神ト協会員外・県外営業所所属の方は1名につき3,000円  
（講習日当日にお支払いください）

《申込書の送付先》〒222-8510 横浜市港北区新横浜2-11-1  
（一社）神奈川県トラック協会 事業部 担当：柏木 宛

## 令和2年度定期健康診断の有効活用と 睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策セミナーのご案内

～ドライバーのSOS信号を見つけて健康経営を目指す～（Gマーク加点対象）

■問合せ先 事業部 SC統括課 TEL 045-471-8882

定期健康診断は、受診するだけでなく、健診結果を見過さずフォローアップする事が重要です。当協会では、健康管理等に関する各種施策を実施しておりますが、その一環として下記のとおり、全ト協と共催して「定期健康診断の有効活用と睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策セミナー」を開催いたします。

ご多用の折りとは存じますが、是非ともご参加賜りますようお願いいたします。

※セミナー終了後、受講者には「受講証明書」を発行する予定です。

1. 日 時 令和3年2月9日(火) 13時30分～16時00分
2. 場 所 神奈川県トラック総合会館7階大研修室  
(横浜市港北区新横浜2-11-1)
3. 内 容

| テーマ                                                 | 講 師                                  |
|-----------------------------------------------------|--------------------------------------|
| ①「運輸ヘルスケアナビシステム」を活用した定期健康診断のフォローアップについて             | NPO 法人ヘルスケアネットワーク (OCHIS) 保健師 黒田 悦子  |
| ②「健康経営」について（新型コロナウイルスを踏まえた事業者における「感染症対策」についても解説します） | NPO 法人ヘルスケアネットワーク (OCHIS) 副理事長 作本 貞子 |
| ③トラック運送事業者におけるSAS対策のスタートから運用まで                      | NPO 法人ヘルスケアネットワーク (OCHIS) 副理事長 作本 貞子 |

4. 対 象 者 経営者及び運行管理者等
5. 受 講 料 無料
6. 定 員 75名 ※先着順。定員を超えた場合はこちらから連絡いたします。  
受講者に対しては、後日受講票をFAXにて送付します。当日にご持参ください。
7. 申込方法 下記の「参加申込書」をご記入の上、記載のFAX番号までお申し込みください。
8. 主 催 (公社)全日本トラック協会、(一社)神奈川県トラック協会  
※新型コロナウイルス感染症対策のため、以下についてご注意ください。  
・マスクの着用とともに、会場に入る際の手指消毒をお願いします。  
・体調の優れない方のご参加はご遠慮ください。  
・各状況を見据え、急遽中止とする場合がありますので、その際には前日までに神ト協HPに案内いたします。

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

事業部 SC統括課 宛 (FAX 045-471-9055)

令和 年 月 日

※いただいた個人情報はセミナー用務以外には使用しません。情報等については厳重に管理します。

令和2年度定期健康診断の有効活用と睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策セミナー 参加申込書

|      |  |      |      |
|------|--|------|------|
| 会員番号 |  | 参加者名 | (役職) |
| 事業者名 |  |      |      |
| TEL  |  | FAX  |      |

締 切 令和3年1月29日(金)

受講票を後日FAXいたしますので、セミナー当日ご持参ください



## 車両制限令及びETCコーポレートカード適正利用に係る 研修会開催のご案内（神ト協・神貨協連共催）

高速道路6社が平成29年4月に車両制限令違反に対する罰則を強化し、違反点数の累積によっては事業協同組合の全てのカードに対し割引停止が行われる事となりました。本制度については、事業者の皆様のご協力により違反防止に取り組んでいただいているところではありますが、改めて同制度の理解を図り、違反防止に繋げるため下記の研修会を神ト協及び神貨協連にて共催で開催いたします。

つきましては、ご参加をご希望の方は、下記の申込書に記入の上、FAXにて2月5日(金)までにお申込みください。なお、定員を超過した場合には、申込み順とさせていただきます。

### 記

1. 開催日時 令和3年2月12日(金)  
13時00分～16時30分（予定）
2. 開催場所 神奈川県トラック総合会館7階大研修室  
（横浜市港北区新横浜2-11-1）
3. 対 象 神ト協会員事業者及び神貨協連所属協同組合 ※定員75名
4. 研修内容（予定）
  - （1）車両制限令及びETCコーポレートカードの適正利用について  
講師／中日本高速道路(株) 下田 健 氏
  - （2）特殊車両通行許可制度等について  
講師／協同組合アツリユウ 専務理事 礎 司郎 氏
5. その他
  - 体調が良くない方は出席をご遠慮ください。
  - マスクの着用・手指消毒にご協力ください。
  - 受付にて体温測定を実施させていただき、発熱の症状がある方は出席をご遠慮いただきますので、予めご了承ください。

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

神ト協 事業部業務課 宛 (FAX 045-471-9055)

令和 年 月 日

※個人情報については、研修会以外の目的には使用しません。情報等については厳重に管理します。

※お申し込み受付の連絡はしておりません。定員を超過して受付できない場合のみご連絡いたします。

※当日は本申込書をお持ちください。（当日の参加証になります）また、お車でのご来場はご遠慮ください。

### 「車両制限令及びETCコーポレートカード適正利用に係る研修会」参加申込書

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 受講者名/連絡先             | TEL |
| 会社名                  |     |
| 高速道路会社への<br>質問事項（任意） |     |

いただいたご質問については出来る限り対応させていただきたいと思いますが、進行の都合により回答を割愛させていただく場合がございます。何卒ご容赦いただきますようお願いいたします。

## 各種行事(会議・研修会等)における 新型コロナウイルス感染症対策

当協会における各種行事(会議・研修会等)については、政府の「新しい生活様式」や神奈川県の「感染拡大防止対策(トラック)」の取組を参考に当面の間は次のとおり新型コロナウイルス感染症対策を取り扱う。

### 【感染症対策】

- ☐ 体調が良くない方の参加を控えるよう事前に周知する。
- ☐ 参加人数は部屋の収容定員の50%程度の人数に限定する。
- ☐ 人と人との間隔を最低1メートル開ける配置とする。
- ☐ 消毒液を設置し、参加者への手指消毒を促す。
- ☐ 受付にて体温測定を実施、発熱の症状がある方はご遠慮いただく。
- ☐ 参加者にはマスク着用を義務づける。
- ☐ 会場内はこまめに換気と消毒を行う。
- ☐ 開催時間はなるべく短時間で終了させる。



※オンラインによる開催も検討する。



一般社団法人  
神奈川県トラック協会





# 令和2年度整備管理者研修の実施について (神奈川運輸支局主催)

**【重要】今年度の整備管理者研修は完全予約制（支局への事前FAX申込要）となりました**

今年度の整備管理者研修につきましては、次の通り実施する旨公表されましたので、お知らせいたします。

## 1. 受講対象者

神奈川運輸支局管内の貨物自動車運送事業者（管内に所在する営業所等を含む。）において選任されている整備管理者で、次の方が受講対象になります。

①令和元年度整備管理者研修を受講していない者

②整備管理者として新たに選任された者

上記以外の方（補助者等）の受講は控えていただくようお願いします。

## 2. 実施日時及び会場

実施会場は別紙のとおり 実施時間13：00～16：00（受付12：00～13：00）

## 3. 研修内容

(1) 整備管理者の実務について (2) 整備管理者制度について

(3) 最近の主要法令・通達関係について

## 4. 研修資料 令和2年度整備管理者研修資料

## 5. 当日の携行品

- ・筆記用具 ・整備管理者研修受講通知書（予約申込み後、支局よりFAXにて送信します）
- ・テキスト代（神奈川県トラック協会の会員事業者で県内営業所の方は無料です） ・マスク

## 6. 講 師 (1) 車両管理業務経験者等で整備管理の実務に精通している専任講師

(2) 運輸支局 陸運技術専門官

## 7. 研修修了の証明

今年度は整備管理者手帳に証明の押印は行いません。整備管理者研修受講証明を交付します。

## 8. その他

(1) トラック事業向け開催については完全予約制です。

別紙2の整備管理者研修選任後研修受講申込書（トラック用）にて、FAXにより申込みをしてください。

予約の申込みは各研修日の2週間前までに行ってください。申込み後2週間以内に「整備管理者研修受講通知書」をFAXにより送信いたします。研修当日は当該通知書を忘れずにお持ちください。

(2) 研修当日は体温の測定及び体調状態の確認をしてください。異常があった場合または2週間以内に発熱や感冒症状のあった方は受講を控えてください。

(3) 研修会場ではマスクの着用をお願いします。マスクを着用していない場合は受講をお断りします。また、会場では受付場所に消毒液を設置していますので、必ず消毒するようお願いします。

(4) 会場内では密を避け、人との間隔をとるようにしてください。また、着席中の会話を控えるとともに咳エチケット等にご協力ください。受講者相互及びご自身の予防措置の徹底をお願いします。

(5) 各会場とも駐車場がありませんので、各会場への来場は、公共交通機関の利用をお願いします。

(6) 新型コロナウイルス感染拡大の状況により、急遽、開催の変更又は中止とさせていただきます。

その際は、神奈川運輸支局HPにてご案内いたしますので、開講前にご確認の上、ご来場ください。

〈問い合わせ先〉 神奈川運輸支局 検査整備保安 保安担当 TEL：045-939-6800【自動ガイダンス3】

各日時とも受付終了の場合がございます。適宜、神奈川運輸支局HP等ご確認をお願いいたします。

## 令和2年度整備管理者研修日程表（トラック）

| 実施日              | 業 態  | 会 場                                    | 収容人員 | 備 考           |
|------------------|------|----------------------------------------|------|---------------|
| 10月26日(月)        | トラック | 川崎市高津市民館<br>川崎市高津区溝口1-4-1<br>ノクティ2 12階 | 200  | 受付終了          |
| 11月9日(月)         | トラック | 海老名市文化会館<br>海老名市上郷476-2                | 540  | 受付終了          |
| 11月12日(木)        | トラック | 横浜市保土ヶ谷公会堂<br>横浜市保土ヶ谷区星川1-2-1          | 299  | 受付終了          |
| 11月13日(金)        | トラック | 横浜市保土ヶ谷公会堂<br>横浜市保土ヶ谷区星川1-2-1          | 299  | 受付終了          |
| 11月25日(水)        | トラック | 藤沢市民会館<br>藤沢市鵠沼東8-1                    | 690  | 受付終了          |
| 12月2日(水)         | トラック | 横浜市都筑公会堂<br>横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1            | 298  | 受付終了          |
| 令和3年<br>1月21日(木) | トラック | 横浜市保土ヶ谷公会堂<br>横浜市保土ヶ谷区星川1-2-1          | 299  | 事前予約制         |
| 令和3年<br>1月25日(月) | トラック | 横浜市都筑公会堂<br>横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1            | 298  | 事前予約制<br>座席指定 |
| 令和3年<br>2月1日(月)  | トラック | 海老名市文化会館<br>海老名市上郷476-2                | 540  | 事前予約制<br>座席指定 |
| 令和3年<br>2月24日(水) | トラック | 横浜市保土ヶ谷公会堂<br>横浜市保土ヶ谷区星川1-2-1          | 299  | 事前予約制         |
| 令和3年<br>3月9日(火)  | トラック | 川崎市高津市民館<br>川崎市高津区溝口1-4-1<br>ノクティ2 12階 | 200  | 事前予約制<br>座席指定 |
| 全11回（5会場）        |      |                                        | 3962 |               |

令和2年度整備管理者研修制度の受講対象者は次の方です。

- (1) 令和元年度整備管理者研修を受講していない整備管理者
- (2) 新たに整備管理者として選任された方

※令和元年度に整備管理者研修を受講された方は受講する必要はありません。

※FAXによる事前予約が必要です。

神奈川運輸支局HP（※開催日時により受付終了の場合があります。詳細は支局HPをご参照ください）  
[https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s\\_kanagawa/seibi\\_about.html](https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_kanagawa/seibi_about.html)



# 整備管理者選任後研修受講申込書（トラック用）

令和 年 月 日

申込方法：（1）下記の表に必要事項を記載してください。

（2）神奈川県トラック協会会員事業者の方は会員番号を必ず記載してください。

（3）神奈川県運輸支局整備部門にFAX等にて申込みしてください。

（4）先着順に受付します。受講日の約二週間前にFAXで受講通知を送付します。

（5）下記受講義務のある方以外（補助者等）の受講は控えてください。

① 令和元年度整備管理者研修を受講していない者

② 整備管理者として新たに選任した者

申 込 先：神奈川県運輸支局保安担当 FAX：045-939-3006

|            |                                      |      |              |           |             |               |          |
|------------|--------------------------------------|------|--------------|-----------|-------------|---------------|----------|
| 会 社 名      |                                      |      | 営業所          | 営業所<br>支店 |             |               |          |
| 営業所住所      | 〒      -                             |      |              |           |             |               |          |
| 神奈川県トラック協会 | 1. 会員                                |      | 神ト協会員番号（8桁）  |           |             |               |          |
|            | 2. 非会員                               |      |              |           |             |               |          |
| 電話番号       | 申込みの不備があった場合に連絡するので日中繋がる番号を記載してください。 |      |              |           | 連絡先担当者名     |               |          |
|            | -      -                             |      |              |           |             |               |          |
| FAX番号      | 記載された番号に受講通知を送付するので番号間違いに注意してください。   |      |              |           |             |               |          |
|            | -      -                             |      |              |           |             |               |          |
| ふりがな       |                                      |      |              |           |             |               |          |
| 受講者の氏名     |                                      |      |              |           |             |               |          |
| 生年月日       | 昭和・平成      年      月      日           |      |              |           |             |               |          |
| 受講者住所      |                                      |      |              |           |             |               |          |
| 受講希望日      | [第一希望]                               | 受付終了 | ・10/26（高津）   | 受付終了      | ・12/2（都筑）   | 希望会場に○をしてください |          |
|            |                                      | 受付終了 | ・11/9（海老名）   |           | ・1/21（保土ヶ谷） |               |          |
|            |                                      | 受付終了 | ・11/12（保土ヶ谷） |           | ・1/25（都筑）   |               |          |
|            |                                      | 受付終了 | ・11/13（保土ヶ谷） |           | ・2/1（海老名）   |               |          |
|            |                                      | 受付終了 | ・11/25（藤沢）   |           | ・2/24（保土ヶ谷） |               |          |
|            | [第二希望]                               | 受付終了 | ・10/26（高津）   | 受付終了      | ・12/2（都筑）   |               | ・3/9（高津） |
|            |                                      | 受付終了 | ・11/9（海老名）   |           | ・1/21（保土ヶ谷） |               |          |
|            |                                      | 受付終了 | ・11/12（保土ヶ谷） |           | ・1/25（都筑）   |               |          |
|            |                                      | 受付終了 | ・11/13（保土ヶ谷） |           | ・2/1（海老名）   |               |          |
|            |                                      | 受付終了 | ・11/25（藤沢）   |           | ・2/24（保土ヶ谷） |               |          |
|            | [第三希望]                               | 受付終了 | ・10/26（高津）   | 受付終了      | ・12/2（都筑）   |               | ・3/9（高津） |
|            |                                      | 受付終了 | ・11/9（海老名）   |           | ・1/21（保土ヶ谷） |               |          |
|            |                                      | 受付終了 | ・11/12（保土ヶ谷） |           | ・1/25（都筑）   |               |          |
|            |                                      | 受付終了 | ・11/13（保土ヶ谷） |           | ・2/1（海老名）   |               |          |
|            |                                      | 受付終了 | ・11/25（藤沢）   |           | ・2/24（保土ヶ谷） |               |          |

## 「新型コロナウイルスを踏まえた事業者における感染症対策」 WEBセミナーについて

全ト協より発行された「新型コロナウイルス感染予防対策マニュアル」を活用し、事業者において感染症対策を講じるためのWEBセミナーが全ト協HPで公開されました。合計60分のセミナー動画を4つに分けて都合の良い時間帯に、感染症の不安なく受講（視聴）できます。

掲載場所は、

- 
- 
- 



## 図書資料室ご利用案内

■問合せ先 神ト協横浜サービスセンター TEL 045-471-8884

（一社）神奈川県トラック協会では、運送業等に関する行政資料や統計資料を中心に雑誌のほか、DVDなどの視聴覚資料を収蔵した図書資料室を開設し、貸出を行っております。

### 利用方法

- ・ 神ト協会員事業者及び従業員の方、関係団体の方はどなたでもご利用になれます。
- ・ 初めの方には利用者カード（無料）を発行します。利用者カードの発行には、住所・氏名・連絡先を確認できるもの（運転免許証・健康保険証等）を添えて、申込書に必要事項を記載してください。
- ・ 閲覧・貸し出しともに無料です。
- ・ 横浜サービスセンター（トラック総合会館2階）までお越しください。

※詳細につきましては、（一社）神奈川県トラック協会ホームページをご覧ください。横浜サービスセンターまでお問合せください。

ホームページ <http://www.kta.or.jp/pub/library/index.html>



## 「運転者健康診断受診促進助成事業」の申請について

■問合せ先 事業部 SC統括課 TEL 045-471-8882

神奈川県トラック協会では、標記事業を実施しております。今年度、まだ申請を受付していない、又は申請上限枠に達していない事業者がいらっしゃる際は令和3年2月26日までに個別申請をして頂くようお願い申し上げます。

尚、受付期間内であっても、予算枠に達した場合は予告なく終了しますので、申請の際は必ず神ト協HPの助成金執行状況をご確認ください。

※助成事業の詳細は神ト協HP「運転者健康診断受診促進助成事業交付要綱」に記載されておりますので、参照してください。

### コロナ禍における健康診断の実施

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、「三つの密を避け、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において、実施してください。」とされております。

### 昨年度まで神ト協の集団健康診断を受診されていた方は申請が必要です

集団健康診断を受診された会員事業者へは、助成額（1人あたり3,000円）を差し引いて受診料を医療機関から請求しておりましたが、集団健康診断中止に伴い、会員各社で標記助成事業の申請が必要になります。お手数お掛けして申し訳ございませんが、申請書のご提出を宜しくお願いいたします。



# Information

《コピーしてご利用ください》



会 員 番 号

|  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

年 月 日

一般社団法人神奈川県トラック協会  
会 長 殿

所 在 地  
事業者名  
代表者名

会社印

## 運転者健康診断受診促進助成申請・請求書

当社は、「運転者健康診断受診促進助成金交付要綱」に基づき、関係書類を添えて申請いたします。なお、「助成金交付要綱」を参照したことを申し添えます。

### 1. 助成金額

事務局使用欄

|      |     |                 |
|------|-----|-----------------|
| 助成金額 | 金 円 | 3,000 円 × ( 名 ) |
|------|-----|-----------------|

|  |
|--|
|  |
|--|

※令和元年度より定期健康診断項目を一部省略して受診した者に対する助成金の支払は廃止されております。

### 2. 添付書類の確認（必要書類を揃えてチェックを入れてください）

| チェック欄                    | 書類内容                     |
|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 医療機関からの請求書の写し            |
| <input type="checkbox"/> | 費用支払いを証する書類（領収証・振込票等）の写し |

### 3. 振込先

|            |            |
|------------|------------|
| フリガナ       |            |
| ①振込先       | 銀行・信金 支店   |
| ②預金種別・口座番号 | 普通 当座 口座番号 |
| フリガナ       |            |
| ③氏名 口座名義人  |            |

### 4. 連絡先

|      |        |
|------|--------|
| 担当者名 | 電話番号   |
|      | FAX 番号 |

※いただいた情報は助成事業以外の目的に使用することはありません。

事務局使用欄

参 考 定期健康診断項目（労働安全衛生規則第 44 条）

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

※下記の診断項目を全て受診された方のみ助成対象となります。

|                        |                      |
|------------------------|----------------------|
| 1. 既往歴および業務歴の調査        | 2. 自覚症状および他覚症状の有無の検査 |
| 3. 身長、体重、腹囲、視力および聴力の検査 | 4. 胸部エックス線検査         |
| 5. 血圧の測定               | 6. 貧血検査              |
| 7. 肝機能検査               | 8. 血中脂質検査            |
| 9. 血糖検査                | 10. 尿検査              |
| 11. 心電図検査              |                      |



# 「脳ドック受診促進助成事業」の申請について

■問合せ先 事業部 SC統括課 TEL 045-471-8882

神奈川県トラック協会では県内営業所に所属する運転者が脳ドック（脳MRI健診を含む）を受診したのについて、助成事業を実施しています。下記の助成事業（概要）をご覧のうえ、該当する方がいらっしゃる場合は申請してください。申請には次ページの申請・請求書をお使いください。

また、予算枠に達した場合は予告なく受付が終了いたしますので、必ず神ト協HPの助成金執行状況をご確認ください。

## 脳ドック受診促進助成事業（概要）

- 1. 助成対象事業者**  
会費滞納のない神ト協会員事業者に雇用されている神奈川県内の営業所に所属する運転者
- 2. 助成対象検査**  
脳ドック（脳MRI健診を含む）但し、診療の対象となった脳ドックは対象外とする。
- 3. 助成交付額**  
脳ドック（脳MRI健診を含む）を受診した場合、1人あたりの受診料の1/2の助成とし、上限10,000円とする。但し、1人あたりの助成額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。助成限度人数の上限は、1社あたり延べ5名までとする。
- 4. 助成対象期間**  
令和2年4月1日～令和3年2月26日までに脳ドック（脳MRI健診を含む）を受診し、申請・請求書を提出したものとする。
- 5. 助成受付期間**  
令和2年6月1日～令和3年2月26日  
※上記期間内であっても、予算に達した場合はその時点までとする。
- 6. 提出書類**
  - ①脳ドック受診促進助成申請・請求書
  - ②医療機関又は脳MRI健診支援機構からの請求書の写し
  - ③費用支払いを証する書類（領収書・振込票等）の写し
- 7. 留意事項**  
詳細は「脳ドック受診促進助成事業交付要綱」に記載されておりますので、必ず参照してください。（要綱は神ト協HPに掲載しております）

### 《提出先》

〒222-8510 横浜市港北区新横浜2-11-1  
神奈川県トラック総合会館5階  
(一社)神奈川県トラック協会  
事業部 SC統括課

脳健診には、「脳ドック」や「脳MRI健診」があります。

### ●「脳ドック」

頭部MRI・MRA検査を中心に、各種検査を組み合わせ、脳梗塞、脳出血、脳動脈瘤の有無の他、脳血管疾患の兆候や危険因子を発見できます。

（参考：5～6万円程度 ※施設により異なります）

### ●「脳MRI健診」

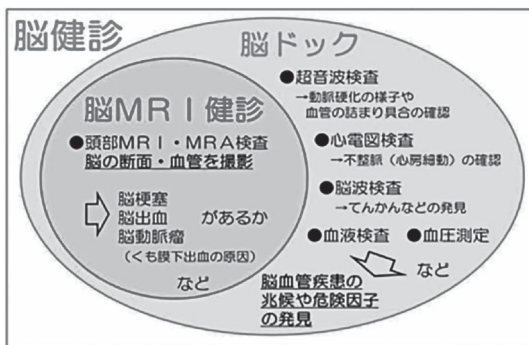
頭部MRI・MRA検査のみを行う、簡易なスクリーニング検査で、比較的短時間・安価で、脳梗塞、脳出血、脳動脈瘤の有無が確認できます。

（参考：2万円程度 ※施設により異なります）

### ※脳MRI健診について

医療機関の指定はありませんが、(一社)運転従事者脳MRI健診支援機構を通じて受診されると、比較的安く（税別20,000円）受診できます。

お問い合わせは、(一社)運転従事者脳MRI健診支援機構 TEL03-6274-8555までお願いします。



## Information

《コピーしてご利用ください》

捨  
印

会 員 番 号

|  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

一般社団法人神奈川県トラック協会  
会 長 殿

年 月 日

所 在 地  
事業者名  
代表者名

会社印

## 脳ドック受診促進助成申請・請求書

当社は、「脳ドック受診促進助成金交付要綱」に基づき、関係書類を添えて申請いたします。なお、「助成金交付要綱」を参照したことを申し添えます。

## 1. 助成金額

事務局使用欄

|      |           |
|------|-----------|
| 助成金額 | 金 _____ 円 |
|------|-----------|

|  |
|--|
|  |
|--|

## 2. 添付書類の確認（必要書類を揃えてチェックを入れてください）

| チェック欄                    | 書類内容                        |
|--------------------------|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 医療機関又は脳 MRI 健診支援機構からの請求書の写し |
| <input type="checkbox"/> | 費用支払いを証する書類（領収証又は振込票等）の写し   |

## 3. 受診した検査名

| チェック欄                    | 検査名      |
|--------------------------|----------|
| <input type="checkbox"/> | 脳ドック     |
| <input type="checkbox"/> | 脳 MRI 健診 |

## 4. 確認事項（該当することを確認し、口にレ点をしてください。該当しない場合、申請は不可）

☐ 当申請に係る脳ドック健診に対して、国や他団体等からの助成を受けていません。

## 5. 振込先

|            |       |    |      |
|------------|-------|----|------|
| フリガナ       |       |    |      |
| ①振込先       | 銀行・信金 |    | 支店   |
| ②預金種別・口座番号 | 普通    | 当座 | 口座番号 |
| フリガナ       |       |    |      |
| ③氏名 口座名義人  |       |    |      |

## 6. 連絡先

|      |        |  |
|------|--------|--|
| 担当者名 | 電話番号   |  |
|      | FAX 番号 |  |

※いただいた情報は脳ドック受診促進助成事業以外の目的に使用することはありません。

事務局使用欄

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

# 適性診断(初任・適齢)受診料助成のお知らせ

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

標記助成事業について、下記、国土交通大臣の適性診断認定機関にて初任診断・適齢診断を受診した場合、受診料の助成を実施しております。助成額は、初任診断・適齢診断ともに2,400円（診断料4,800円）となります。当助成事業の利用方法につきましては、各認定機関により異なりますので、次ページ【所定のお手続き】をご参照の上、ご利用いただきますようお願いいたします。

なお、助成対象は、神奈川県内の営業所に所属する運転者とし、助成可能人数は会費請求台数分（被牽引を除く）までとします（当該事業予算を超えた場合は、その時点で助成を終了）。

（注）令和元年10月1日より、初任・適齢診断受診料が4,700円から4,800円に変更されています。

神ト協では、診断結果を一般診断と同等に扱うことのできる「可搬型運転操作検査器（アクセスチェッカー・ミニ）」を無料で貸出しております。お申込み・お問合せは、お近くの神ト協各サービスセンターまでお願いいたします。（詳しくは36ページをご参照ください。）

| 適性診断認定機関                                          | 住所／ホームページアドレス                                                                                                                                           | 営業日等<br>※診断実施時間については、<br>各認定機関にご確認ください         |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| ①(独)自動車事故対策機構<br>神奈川支所<br>TEL：045-471-7401        | 〒222-0033<br>横浜市港北区新横浜2-11-1トラック総合会館3F<br>(JR新横浜駅北口より徒歩8分)<br><a href="http://www.nasva.go.jp">http://www.nasva.go.jp</a>                               | 月～金曜日（但し第一、<br>三土曜日は営業しますが、<br>その翌週の月曜は<br>休み） |
| ②ヤマト・スタッフ・サプライ(株)<br>東京研修センター<br>TEL：03-6426-0193 | 〒135-0064<br>東京都江東区青海2-4-32 タイム24ビル 11F 北棟<br>(ゆりかもめ「テレコムセンター」駅より徒歩2分)<br><a href="http://www.y-staff-supply.co.jp">http://www.y-staff-supply.co.jp</a> | 年中無休<br>【年末年始・館内休館日<br>(12月第2週の日曜日)<br>を除く】    |
| ③神奈川県自動車交通共済協同組合<br>TEL：045-475-2197              | 〒222-8582<br>横浜市港北区新横浜2-13-4<br>(JR新横浜駅北口より徒歩8分)<br><a href="http://shinkokyo.or.jp">http://shinkokyo.or.jp</a>                                         | 共済カレンダーによる<br>※土曜日営業有                          |
| ④都南自動車教習所<br>TEL：046-253-5151                     | 〒252-0021<br>座間市緑ヶ丘4-20-1<br>(小田急線相武台前駅南口より徒歩5分)<br><a href="http://www.tonan-go.jp">http://www.tonan-go.jp</a>                                         | 火～日曜日<br>※土・日曜日営業<br>※月曜日休校                    |
| ⑤三共自動車学校<br>TEL：0466-81-3706                      | 〒251-0875<br>藤沢市本藤沢1-11-23<br>(小田急線藤沢本町駅から徒歩約5分)<br><a href="http://safety-sankyou.co.jp">http://safety-sankyou.co.jp</a>                               | 三共自動車学校<br>実施予定表による<br>※土曜日営業有                 |
| ⑥小田原ドライビングスクール<br>TEL：0465-36-1215                | 〒250-0865<br>小田原市蓮正寺540-2<br>(小田急線螢田駅から徒歩5分)<br><a href="http://odawara-ds.com/">http://odawara-ds.com/</a>                                             | 火～土曜日<br>実施予定による<br>※月曜日休校                     |
| ⑦飛鳥ドライビングカレッジ川崎<br>安全研修センター<br>TEL：044-380-5510   | 〒210-0025<br>川崎市川崎区下並木97<br>(京急線八丁畷駅から徒歩2分)<br><a href="https://aska-stc.co.jp">https://aska-stc.co.jp</a>                                              | 月曜日休校<br>※土・日・祝日営業有<br>※平日夜間営業有                |



# Information



## ●【所定のお手続き】 ※ご予約は神奈川県トラック協会ではなく、各認定機関に直接行ってください。

### 認定機関 ① の場合

手続き1／空き状況を確認後、ご予約（インターネットまたはFAX）⇒予約確認書が発行されます。  
 手続き2／下記【受診料助成を利用した際のご負担分について】をご参照の上、受診当日に窓口にて受診料をお支払いください。  
 ※FAXでのご予約の際は認定機関①にご連絡していただき、認定機関①専用の申込書をお取り寄せください。

### 認定機関②～⑦の場合

手続き1／空き状況を確認後、ご予約（インターネットまたはFAX）⇒予約確認書（認定機関により名称が異なる）が発行されます。  
 手続き2／ご予約された認定機関に「神奈川県トラック協会適性診断受診申込書」をFAXしてください。  
 手続き3／下記「初任・適齢診断受診料助成を利用した際のご負担分について」をご参照の上、受診当日に窓口にて受診料をお支払いください。  
 ※FAXでのご予約の際は予約する認定機関にご連絡していただき、各認定機関専用の申込書をお取り寄せください。  
 ※「神奈川県トラック協会適性診断受診申込書」は当協会HP会員専用ページよりダウンロードしてください。  
 ※各認定機関により、お手続きが若干異なる場合がございますので、詳細は各認定機関にお問合せください。

## ●【初任・適齢診断受診料助成を利用した際のご負担分について】

- 1) 初任診断・適齢診断については、受診当日申し込んだ認定機関の窓口において、一人当たり2,400円をお支払いください。但し、交通共済組合員が③の交通共済にて初任・適齢診断を受診される場合は2,400円の支払いは必要ありません。
- 2) 会費請求台数分の人数を超過して受診した場合、超過人数分の受診料は全額事業者負担となります。十分ご注意ください。

### 参考

- 初任診断は、運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者であって、当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に初任診断を受診したことが無い者に受診義務があります。
- 65歳以上の高齢者を新たに雇い入れた場合、初任診断ではなく、適齢診断のみの受診で問題ありません。
- 事故対策機構では、過去10年以内の診断結果は謄本という形で支所にて再発行（1通400円）を受付けております。名前と生年月日から過去履歴を検索可能です。個人情報となりますので、ご本人様が直接支所に来ていただき、身分証（運転免許証等）による本人確認の後にお渡しいたします。

## 可搬型運転操作検査器(アクセスチェッカー・ミニ)貸出のご案内 ～運転適性を「アクセスチェッカー」で簡易診断します～

事故防止対策事業の一環として、「可搬型運転操作検査器（アクセスチェッカー・ミニ）」を会員の皆様に貸し出ししております。

本検査器は、いつでも、どこでも、運転者の空き時間を利用し、短時間で簡単に検査ができ、検査後即時に検査結果の解析データが得られます。

本検査器は各サービスセンターに配置しております。是非、運転者に対する安全教育、交通事故防止にご活用ください。

### 【注意事項】

本検査器における診断結果は、貨物自動車運送事業輸送安全規則により受診が義務付けられている初任診断及び適齢診断等の診断結果として取扱うことはできませんが、一般診断（任意診断）の診断結果と同等に取扱うことができます。なお、本検査器における診断は、安全性評価事業（Gマーク）における「安全性に対する取組の積極性」事項の「特定の運転者以外にも適性診断（一般診断）を計画的に受診させている」の項目において加点の対象となります。

### 《運転操作検査の内容と構成機器》

|               |                                                                                                                                        |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運 転 操 作 検 査 器 | ①単純反応検査……………反応の速さと正確さを測定（約5分）<br>②選択反応検査……………操作の選択と正確さを測定（約5分）<br>③ハンドル操作検査……………正確なハンドル操作を測定（約5分）<br>④注意配分・複数作業検査………複数課題への注意配分を測定（約5分） |
| 検 査 所 要 時 間   | 1人当たり約20分、結果表の印刷は即時に可能                                                                                                                 |
| 構 成 機 器       | ①ハンドル・ペダル・パソコン・プリンタ<br>②構成機器はスーツケースに収納                                                                                                 |



### 《貸出について》…可搬型運転操作検査器運用規程の抜粋

|             |                          |
|-------------|--------------------------|
| 貸 出 対 象 地 域 | 神奈川県内                    |
| 貸 出 期 間     | 1週間                      |
| 貸 出 費 用     | 無料                       |
| 申 込 方 法     | 電話にて予約の上、利用申込書を提出してください。 |

### 《貸出申込み・問合せ》※お近くのサービスセンターにお申込みください。

| 申 込 先                 | 連 絡 先                               |
|-----------------------|-------------------------------------|
| 川 崎 サ ー ビ ス セ ン タ ー   | TEL 044-544-2217 / FAX 044-555-8855 |
| 横 浜 サ ー ビ ス セ ン タ ー   | TEL 045-471-8884 / FAX 045-620-5201 |
| 相 模 原 サ ー ビ ス セ ン タ ー | TEL 046-285-1919 / FAX 046-286-2384 |
| 県 南 サ ー ビ ス セ ン タ ー   | TEL 0466-52-7502 / FAX 0466-52-8035 |
| 県 央 サ ー ビ ス セ ン タ ー   | TEL 046-281-7704 / FAX 046-281-9908 |

## エコドライブ診断器(セーフティナビ)トラックバージョン 貸出中です ～エコドライブ運転の技術を簡易診断します～

環境保全対策事業の一環として、「エコドライブ診断器（セーフティナビ）」を会員の皆様に貸出しております。

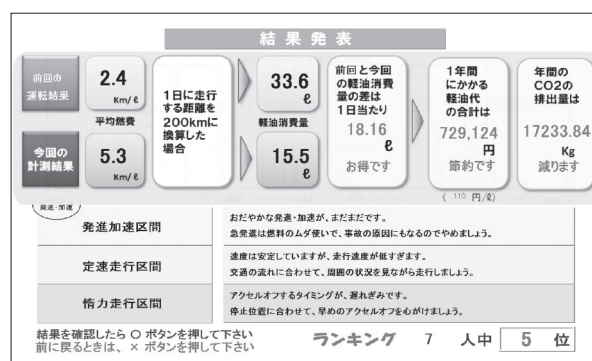
本診断器は、いつでも、どこでも、運転者の空き時間を利用し、短時間で簡単に診断ができ、診断後即時に診断結果の解析データが得られます。

また、SDコーチャー（危険予測体験）にて、安全運転について学ぶこともできます。

本診断器は下記、申込先にて貸出を行っております。是非、事業所におけるエコドライブの普及促進にご活用ください。

### 《エコドライブ診断器の内容と構成機器》

|         |                                                                                                                                      |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 診断器メニュー | <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブ………エコドライブ運転の診断</li> <li>・SDコーチャー………危険予測体験による安全運転練習</li> </ul>                          |
| 検査所要時間  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブ：1人当たり比較走行を含めて約20分</li> <li>・SDコーチャー：1人当たり1コース約10分</li> <li>※共に結果表の印刷は即時に可能</li> </ul> |
| 構成機器    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンドル・ペダル・パソコン・プリンタ・ウインカー</li> <li>・構成機器はスーツケースに収納</li> </ul>                                 |



### 《貸出について》

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 貸出対象地域 | 神奈川県内                    |
| 貸出期間   | 1週間                      |
| 貸出費用   | 無料                       |
| 申込方法   | 電話にて予約の上、利用申込書を提出してください。 |

### 《貸出申込み・問合せ》※お近くの申込先へご連絡ください。

| 申込先                               | 連絡先                                 |
|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 本部・事業部 交通環境課<br>(横浜市港北区新横浜2-11-1) | TEL 045-471-8882 / FAX 045-471-9055 |
| 相模原サービスセンター<br>(愛甲郡愛川町中津4077-3)   | TEL 046-285-1919 / FAX 046-286-2384 |
| 県央サービスセンター<br>(厚木市長沼235)          | TEL 046-281-7704 / FAX 046-281-9908 |



## ◆ ◆ 血圧計貸出のご案内 ◆ ◆

■問合せ先 事業部 SC統括課 TEL 045-471-8882

過労死や健康起因事故の原因（脳疾患等）となる高血圧の予防を推進するため、会員の皆様へ血圧計の貸出を行っております。本機器を乗務前点呼等で使用し、日常の健康管理対策や、異常時の乗務停止判断などに役立つ血圧計の導入をご検討ください。

お申込みは、神ト協ホームページの血圧計貸出運用規程（会員専用ページ→健康管理事業）を必ずご覧の上、お近くのサービスセンターへ予約してください。

### 【貸出機器】

オムロンヘルスケア(株) 自動血圧計 健太郎  
HBP-9020

### 【主な特徴】

- ・測定結果が即時に印刷されます。
- ・正確測定サポート機能が搭載されており、簡単に一人で正しく測れる血圧計です。
- ・腕周17～42cmまで測定可能です。



### 【利用者からいただいた感想】

- ・点呼時に血圧を測ることによって、会社・ドライバーが健康状態を知る事が出来て大変良かった。
- ・毎日計測することにより、自身の健康に気をつけるようになり、生活習慣を見直すきっかけとなった。
- ・今後も継続して活用したいので、購入を検討している。

### 【貸出について】

|             |                                    |
|-------------|------------------------------------|
| 貸 出 対 象 地 域 | 神奈川県内                              |
| 貸 出 期 間     | 2 週間                               |
| 貸 出 費 用     | 無料                                 |
| 貸 出 方 法     | 機器の借用、返却は会員事業者様がサービスセンターにて行ってください。 |

### 【貸出申込み】 ※お近くのサービスセンターにお申込みください。

| 申 込 先                 | 連 絡 先            |
|-----------------------|------------------|
| 川 崎 サ ー ビ ス セ ン タ ー   | TEL 044-544-2217 |
| 横 浜 サ ー ビ ス セ ン タ ー   | TEL 045-471-8884 |
| 相 模 原 サ ー ビ ス セ ン タ ー | TEL 046-285-1919 |
| 県 南 サ ー ビ ス セ ン タ ー   | TEL 0466-52-7502 |
| 県 央 サ ー ビ ス セ ン タ ー   | TEL 046-281-7704 |

## 毒物・劇物を適切に運搬するために

毒物・劇物を取扱う場合は、保健衛生上の危害が生じないように、「毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）」により規制が設けられています。

運搬するときの技術上の基準等について、主な事項を記載しますので、下記の内容に十分注意して毒物・劇物を運搬しましょう。

### ●毒物・劇物を運搬するときの手続き

法令で定められた23品目を運送する者が次のいずれかに該当する場合、事業場ごとに、事業場の所在地を管轄する保健所等に毒物劇物運送業の届出が必要となります。（法第22条）

①最大積載量が5,000kg以上の大型自動車に固定された容器（いわゆるタンクローリー）を用いて運送する者

②内容積が1,000ℓ以上の容器（四アルキル鉛の場合は200ℓ以上）を最大積載量が5,000kg以上の大型自動車に積載して運送する者

※届出が不要な事業者も、運搬時についての技術上の基準等や事故時の措置については遵守しなければなりません。

### ●毒物・劇物を運搬するときの注意点

次の項目の実施が必要な場合がありますので、適宜法令等を確認しましょう。（法第16条）

- ☒ 毒物・劇物の運搬・容器の基準（材質や表示等）に適合している。
- ☒ 長時間の運転の場合には、交替運転者が同乗している。
- ☒ 運搬車両に、積載する毒物・劇物に応じた保護具（手袋等）を2人以上備えている。
- ☒ 流出・漏洩を防ぐのに必要な措置を講じている。
- ☒ 盗難・紛失を防ぐために厳重に管理している。
- ☒ 「毒」の標識を運搬車両の前後の見やすいところに掲げている。
- ☒ 荷送人から運搬する毒物・劇物の名称・成分・含量・数量・事故時の応急措置の内容を記載した書面の交付を受けている。

### ●毒物・劇物の運搬中に事故等が起きたときは…

万一、飛散、流出などの事故が発生した場合は、直ちに保健所、警察又は消防機関に届け出るとともに、必要な危害防止措置を講じましょう。また、盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに警察に届け出ましょう。（法第16条の2）

事故等が起きないように、日頃から積載タンクや接続バルブ等の設備に腐食・亀裂・破損等がないかメンテナンスすることが大切です。また、事故等が発生したときのために危害防止規定を作成し、事前に必要な措置を確認しておきましょう。

#### 【毒物及び劇物取締法に基づく運送業に関する問合せ先】

事業場の所在地を管轄する保健所等

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/yakumu/shinsei/cnt/hwc.html>

【神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課】

# トラック事業における 総合安全プラン2020

## 01 安全教育リーダー養成講座のご案内（Gマーク加点対象）

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

標記講座について、「交通安全教育の強化」を目的として、安全教育を実施する管理者等を対象とした管理者向け安全教育講習を開催します。

参加ご希望の方は、下記の申込書により、FAXにて、申込〆切日までにお申込みください。

なお、定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。

### 1. 日程・場所

| 開催日      | 場所                                | 講習時間（予定）      | 定員  | 申込〆切     |
|----------|-----------------------------------|---------------|-----|----------|
| 1月20日（水） | プロミティふちのべ<br>（相模原市中央区鹿沼台1-9-15）   | 13時30分～16時00分 | 45名 | 1月13日（水） |
| 2月25日（木） | 神奈川県トラック総合会館<br>（横浜市港北区新横浜2-11-1） | 13時30分～16時00分 | 50名 | 2月18日（木） |

2. 共 催 神奈川県自動車交通共済協同組合  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部
3. 対 象 会員事業者の安全教育担当者（管理者等）
4. 受講料 無 料
5. 講習内容及び講師

- ①「自動車運送事業者の監査結果及び指導監督等について」  
講師：関東運輸局神奈川運輸支局 陸運技術専門官
- ②「ドライバー教育の手法～自社で行う座学と実車講習～」  
講師：小田原ドライビングスクール 緒方 克宣 氏

講座終了後、修了証を発行します。

\*受講決定者に対しては、後日受講証をFAXにて送付します。当日は受講証をご持参ください。

※新型コロナウイルス感染防止対策につきましては、25ページをご覧ください。

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

事業部 交通環境課 宛（FAX 045-471-9055）

令和 年 月 日

※いただいた個人情報については、当該用務以外には使用しません。情報等については厳重に管理します。

### 「安全教育リーダー養成講座」参加申込書

| 講習日               | 1月20日（水） | 2月25日（木）                | ＜いずれかに○＞ |
|-------------------|----------|-------------------------|----------|
| 会員番号              |          | 参加者名                    | （フリガナ）   |
| 会社名               |          |                         |          |
| TEL               | （ ）      | FAX                     | （ ）      |
| 安全教育リーダー養成講座 受講履歴 |          | 初めて・受講したことがある ＜いずれかに○を＞ |          |



02

## ドライブレコーダー活用講座のご案内（Gマーク加点対象） 伝わりやすい社内教育におけるドライブレコーダー映像の活用方法

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

ドライブレコーダーのさらなる普及と効果的な活用の促進を目的として、標記講座を開催します。この講習はドライブレコーダーに残された事故映像等から、具体的な教育指導の方法を検討していただく内容となっています。既にドライブレコーダーを導入済みの方や今後導入を検討している方、安全対策に関心のある皆様のご参加をお待ちしています

参加ご希望の方は、下記の申込書により、FAXにて1月27日(水)までにお申込みください。

※新型コロナウイルス感染防止対策につきましては、25ページをご覧ください。

### 1. 日 程・場所

| 開催日     | 場所                               | 講習時間（予定）      |
|---------|----------------------------------|---------------|
| 2月3日(水) | プロミティふちのべ<br>(相模原市中央区鹿沼台 1-9-15) | 13時30分～16時00分 |

2. 対 象 会員事業者の安全教育担当者（管理者等）  
3. 定 員 45名（定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。）

※受講決定者に対しては、後日受講証をFAXにて送付します。

当日は受講証をご持参ください。

4. 受 講 料 無 料  
5. 講 師 交通事故防止コンサルタント 上西 一美 氏  
6. 講習内容 「伝わりやすい社内教育における  
ドライブレコーダー映像の活用方法」

自社の安全教育で  
使用できるドラレコ映像を  
ご提供します!!



.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

事業部 交通環境課 宛 (FAX 045-471-9055)

令和 年 月 日

※いただいた個人情報については、当該用務以外には使用しません。情報等については厳重に管理します。

## 「ドライブレコーダー活用講座」参加申込書

|      |         |              |        |
|------|---------|--------------|--------|
| 講習日  | 2月3日(水) |              |        |
| 会員番号 |         | 参加者名         | (役職)   |
| 会社名  |         |              | (フリガナ) |
| TEL  | ( )     | ドライブレコーダーの導入 | 有 ・ 無  |
| FAX  | ( )     |              |        |

03

## ドライバー向けエコドライブ講習会開催のご案内 (Gマーク加点対象)

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

標記講習会を交通環境委員会の事業計画の一環として実施しています。参加を希望される方は申込書に記入の上、FAXにてお申込みください。

### 1. 受講対象者 ～ドライバー・ドライバー教育担当者・運行管理者など～

- ・講習車両は4t平ボディです。
- ・限定中型以上(詳細は申込書参照)の免許取得者を対象としますので、準中型免許では受講できません。
- ・マニュアル車を使用した実車講習となりますので、講習当日運転可能な方に限ります。
- ・4t以上・マニュアル車の運転経験の無い方は受講をご遠慮ください。
- ・受講後に簡単なアンケート調査を行いますので、ご回答いただける方のご参加をお待ちしております。
- ・グリーン経営認証に有効であり、Gマークの加点対象となります。講習会終了後、修了証を発行します。

### 2. 日程 (開始時間は9時30分、終了時間は17時頃です)

| 開催日      | 場所                     | 使用車両 | 定員  | 申込〆切     |
|----------|------------------------|------|-----|----------|
| 2月27日(土) | 川崎マリエン (川崎市川崎区東扇島38-1) | 4t   | 18名 | 2月17日(水) |
| 3月13日(土) | 協同組合アツリュウ (厚木市長沼235)   | 4t   | 18名 | 3月3日(水)  |

※新型コロナウイルス感染防止対策につきましては、25ページをご覧ください。

### 3. 研修内容 (予定)

- ①主旨・走行コースなど説明
- ②トラック走行講習 (通常運転)
- ③省エネ運転方法説明
- ④トラック走行講習 (エコドライブ)
- ⑤エコドライブマイスター認定試験
- ⑥運転データなど解説

### 4. 今後の開催予定会場

決定次第、お知らせいたします

### 5. 受講料

1名につき1,000円 (受講当日徴収)



実際の運転と同様、積荷を載せて運転します



参加者にエコドライブをサポートする資料等を配布します



エコドライブのテクニックを座学でも研修してもらいます

## 6. 申込方法

下記「ドライバー向けエコドライブ講習会申込書」にご記入の上、FAXにてお申込みください。

- ※ 定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。また、なるべく広くエコドライブを普及するため1社あたりの受講人数を制限させていただく事がございますので、予めご了承ください。また、エコドライブ普及の目的のため、初めて当講習会に参加する事業者を優先させていただく事がございます。
- ※ 申込書に記入漏れのある場合は受付できません。
- ※ 当講習会は、受講決定通知と免許証の提示のない方、また運転に適さない服装の方の受講はできません。
- ※ やむをえない場合には中止になることもございますのでお含みおきください。

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

事業部 交通環境課 宛(FAX 045-471-9055)

令和 年 月 日

※いただいた個人情報については、当該用務以外には使用しません。情報等については厳重に管理します。

### 「神奈川ドライバー向けエコドライブ講習会」申込書

|                                           |                                                                                                                                      |                       |            |                                                                                                                 |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 参加希望日                                     | 月 日 ( )                                                                                                                              |                       | 会員番号       |                                                                                                                 |
| 事業者名                                      |                                                                                                                                      |                       | 営業所名       |                                                                                                                 |
| グリーン経営認証                                  | 取得している ・ していない ・ 取得を目指している (いずれかに○)                                                                                                  |                       |            |                                                                                                                 |
| 住 所                                       | 〒                                                                                                                                    |                       |            |                                                                                                                 |
| フリガナ                                      |                                                                                                                                      |                       | 受講者役職      | <input type="checkbox"/> ドライバー<br><input type="checkbox"/> 運行管理者(乗務 あり・なし )<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |
| 受講者氏名                                     |                                                                                                                                      |                       | TEL        |                                                                                                                 |
| 連絡先                                       | 担当者名                                                                                                                                 | FAX                   |            |                                                                                                                 |
| 当日連絡先                                     |                                                                                                                                      | TEL                   |            |                                                                                                                 |
| ※受講者の携帯電話番号等、講習日当日に連絡の取れる番号をお願いします。       |                                                                                                                                      |                       |            |                                                                                                                 |
| <b>受講者情報</b>                              |                                                                                                                                      |                       |            |                                                                                                                 |
| 所有免許                                      | <b>限定中型 ・ 中型 ・ 大型</b><br><u>※4t・マニュアル車による講習のため、限定中型免許以上(AT限定免許不可)の方が対象</u><br><u>※準中型免許では受講できません</u><br>※限定中型 ⇒ 平成19年6月1日以前に取得した普通免許 |                       |            |                                                                                                                 |
| 普通免許取得日                                   | 昭和・平成 年 月 日                                                                                                                          |                       |            |                                                                                                                 |
| 免許有効期限                                    | 平成・令和 年 月 日                                                                                                                          |                       |            |                                                                                                                 |
| エコドライブ講習会受講履歴                             | 初めて・受講したことがある【 回 主催団体： 】                                                                                                             |                       |            |                                                                                                                 |
| 日常乗務車<br>(該当するもの全てに○)                     | 日常乗務の有無                                                                                                                              | 乗務車種                  | 乗務車両シフト    |                                                                                                                 |
|                                           | 乗車している・乗車していない                                                                                                                       | 2t ・ 4t<br>10t ・ トラクタ | マニュアル・オートマ |                                                                                                                 |
| <b>注) 4t以上・マニュアル車の運転経験の無い方は受講をご遠慮ください</b> |                                                                                                                                      |                       |            |                                                                                                                 |

- ※ 留意点 定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。なお、申込多数の場合には1社あたりの受講人数を制限させていただく事がございますので、予めご了承ください。  
 開催日の10日前までに、ご担当者あてにFAXにて当落の通知及び受講決定通知書を送付いたします。  
 この申込書は、当落結果が送付されるまで保管してください。



# 適正化だより

## 2020年度 安全性評価事業（Gマーク制度） [安全性優良事業所] に全国で9,296事業所を認定 全国の認定事業所数は27,065事業所／神奈川県は1,344事業所



全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（公益社団法人全日本トラック協会）は、トラック運送事業者の交通安全対策等について、事業所単位における取組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所を『安全性優良事業所』として認定する「2020年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）の評価を決定し、申請事業所9,495事業所のうち、9,296事業所を認定しました。

認定事業所の内訳については、新規申請1,599事業所、初回更新1,414事業所、2回目更新1,820事業所、3回目更新1,939事業所、4回目更新1,127事業所、5回目更新1,397事業所の計9,296事業所となり、認定継続中の事業所と合わせて、「安全性優良事業所」は全国で27,065事業所となりました。神奈川県においては、申請事業所500事業所のうち、新規申請69事業所、初回更新74事業所、2回目更新154事業所、3回目更新105事業所、4回目更新42事業所、5回目更新43事業所の計487事業所が認定を受け、認定継続中の事業所と合わせて、神奈川県内の「安全性優良事業所」は1,344事業所となりました。

### 「安全性優良事業所」関東ブロック認定状況

2020年12月14日現在

| 都県名 | 2017<br>年度 | 2018<br>年度 | 2019<br>年度 | 2020 年度 |       |       | 合 計   | 認定<br>取得率<br>(全事業所) | 認定<br>取得率<br>(5両以上<br>事業所) |
|-----|------------|------------|------------|---------|-------|-------|-------|---------------------|----------------------------|
|     | (合計)       | (合計)       | (合計)       | 新規      | 更新    | (合計)  |       |                     |                            |
| 茨 城 | 76         | 185        | 316        | 54      | 224   | 278   | 855   | 27.1%               | 32.4%                      |
| 栃 木 | 30         | 72         | 148        | 26      | 114   | 140   | 390   | 23.4%               | 26.7%                      |
| 群 馬 | 65         | 114        | 189        | 33      | 125   | 158   | 526   | 31.5%               | 36.0%                      |
| 埼 玉 | 168        | 320        | 522        | 121     | 476   | 597   | 1,607 | 29.5%               | 32.6%                      |
| 千 葉 | 151        | 255        | 413        | 62      | 321   | 383   | 1,202 | 29.6%               | 33.5%                      |
| 東 京 | 151        | 294        | 598        | 81      | 478   | 559   | 1,602 | 27.2%               | 32.5%                      |
| 神奈川 | 127        | 253        | 477        | 69      | 418   | 487   | 1,344 | 30.5%               | 34.1%                      |
| 山 梨 | 29         | 70         | 56         | 12      | 64    | 76    | 231   | 36.8%               | 46.2%                      |
| 計   | 797        | 1,563      | 2,719      | 458     | 2,220 | 2,678 | 7,757 | 28.8%               | 33.1%                      |

|    |       |       |       |       |       |       |        |       |       |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 全国 | 2,846 | 5,734 | 9,188 | 1,599 | 7,697 | 9,296 | 27,065 | 31.3% | 35.4% |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|

※神奈川県の認定取得率「30.5 %」は、非会員事業所を含んでいます。また、全国の認定事業所数「27,065」には2016年度の認定事業所1件（豪雨による特例延長）が含まれています。

# 適正化だより

## 「初任運行管理者を対象とした実務研修会」開催のご案内

平成25年10月から悪質性の高い違反項目に対する「速報制度」が始まり、更には貨物自動車運送事業輸送安全規則の省令改正により、平成26年5月から配置車両数5両未満の営業所に対する運行管理者選任が義務付けられるなど、運行管理者の果たすべき役割が増大し、より一層の法令遵守が求められております。

これらのことから、昨年度に続き「初任運行管理者を対象とした実務研修会」を下記により開催いたしますので、事業所のコンプライアンスのためにも、是非ともご参加ください。

### 記

1. 日 時 令和3年2月20日(土)10時～15時頃迄
2. 場 所 神奈川県トラック総合会館 6階研修室
3. 受講対象 新たに選任された運行管理者  
(目安としては、令和2年4月以降に新たに選任された運行管理者)
4. 研修内容 運行管理者がすべき具体的な業務内容について
5. 定 員 30名(先着申込み順のため、定員になり次第締切とします。)
6. 参 加 費 1,000円(昼食代に充当します。)
7. 申込方法 下記の「参加申込書」にご記入の上、本紙をFAXしてください。
8. 締 切 日 令和3年2月12日(金)まで

※この「研修会」は、運行管理者の一般講習や基礎講習とは異なりますのでご注意ください。

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

適正化事業部 宛 (fax 045 - 471 - 5536)

令和 年 月 日

※いただいた個人情報については、研修会用務以外には使用しません。情報等については厳重に管理します。

### 「初任運行管理者実務研修会」参加申込書

|       |                                                                               |                |                      |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------------|
| 会 社 名 |                                                                               |                |                      |
| 参加者氏名 | (ふりがな)                                                                        | 運行管理者<br>選任年月日 | .....年.....月.....日選任 |
| 連 絡 先 | TEL.....(.....)..... / fax .....(.....).....<br>(受付後、参加受講票を返送しますので、当日ご持参ください) |                |                      |
| 備 考   | (事前に質問等がありましたら、具体的にご記入ください。)                                                  |                |                      |

# 適正化だより

## 適正化巡回指導の事例を掲載します

神奈川県適正化事業実施機関では、会員、非会員に拘らず毎年1200～1300件程の貨物自動車運送事業者への巡回指導を実施しております。その中でここ数年に巡回指導を実施した事業所についての総合評価や改善などに関わる事例、各指導項目で「否」の判定となる場合の事例などを取りまとめました。会員事業者の適正化事業対策の一環として、今月号より順次、「適正化巡回指導の事例」として掲載いたしますので、ご参考にしてください。

### 事例① 前回巡回指導でE評価であった事業所が直近巡回でA評価に向上した例

#### 【前回巡回結果】

##### <事業所情報>

車両数：10両未満・運転者6名・運行管理者1名・整備管理者2名

##### <巡回結果>

◎確認項目34項目の内、「適」23項目・「否」11項目 ◎総合評価：E（大変悪い）

##### ◎「否」項目の概要

過労（一部運転者拘束時間超過）・点呼（一部電話点呼あり）・乗務員教育（実施記録なし）・特定運転者適性診断（一部未受診）等運行管理関係  
定期点検（記録簿なし）等車両管理関係  
健康診断（一部対象者未実施）等労基法関係

##### <巡回後改善報告>

指摘11項目全て改善済



#### 【直近巡回結果】

##### <事業所情報>

車両数：20両未満・運転者12名・運行管理者1名・運行管理補助者1名・整備管理者1名

##### <巡回結果>

◎確認項目33項目の内、「適」32項目・「否」1項目 ◎総合評価：A（大変良い）

#### 評価向上の要因

社長が前回の巡回指導時の指摘項目に対して、前向きに改善に取り組んだことにより、前回指摘項目は全て改善されていた。特に前回指摘項目の大半が運行管理関係であったことから、運行管理補助者を育成し、管理体制を見直したことが大きな要因と思われる。



# 適正化だより

## 適正化巡回指導報告 令和2年8月分

神奈川県貨物自動車運送適正化事業実施機関

### 1. 巡回件数

| 種類 | 通常 | 新規(参) | 新規 | 特別(乗) | 特別 | 集合 | 合計 |
|----|----|-------|----|-------|----|----|----|
| 件数 | 80 | 3     | 7  | 0     | 5  | 0  | 95 |

### 2. 総合評価

| 評価 | A/大変良い | B/良い | C/普通 | D/悪い | E/大変悪い | F/その他 | 合計 |
|----|--------|------|------|------|--------|-------|----|
| 件数 | 61     | 17   | 8    | 2    | 1      | 6     | 95 |

### 3. 指導項目・件数

| 指導内容                                          |  | 指導件数 | ワースト10 |
|-----------------------------------------------|--|------|--------|
| <b>I. 事業計画等</b>                               |  |      |        |
| (1) 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか                  |  | 1    |        |
| (2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか               |  | 8    | ④      |
| (3) 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか                      |  | 5    | ⑨      |
| (4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か                   |  | 1    |        |
| (5) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か                     |  | 1    |        |
| (6) 届出事項に変更はないか(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)/本社巡回のみ |  | 0    |        |
| (7) 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか           |  | 0    |        |
| (8) 名義貸し、事業の貸渡し等はないか                          |  | 0    |        |
| <b>II. 帳票類の整備、報告等</b>                         |  |      |        |
| (1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか                     |  | 0    |        |
| (2) 自動車事故報告書を提出しているか                          |  | 0    |        |
| (3) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか                   |  | 0    |        |
| (4) 車両台帳が整備され、適正に記入がされているか                    |  | 1    |        |
| (5) 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか(本社巡回に限る)           |  | 3    |        |
| <b>III. 運行管理等</b>                             |  |      |        |
| (1) 運行管理規程が定められているか                           |  | 0    |        |
| ○ (2) 運行管理者が選任され、届出されているか                     |  | 2    |        |
| (3) 運行管理者に所定の講習を受けさせているか                      |  | 8    | ④      |
| (4) 事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか                    |  | 0    |        |
| ○ (5) 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、適正に管理しているか        |  | 4    |        |
| (6) 過積載による運送を行っていないか                          |  | 0    |        |
| ○ (7) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か                      |  | 5    | ⑨      |
| (8) 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か                    |  | 1    |        |
| (9) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か                   |  | 0    |        |
| (10) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か                    |  | 3    |        |
| ○ (11) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか          |  | 4    |        |
| ○ (12) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか                 |  | 17   | ①      |
| ○ (13) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか                |  | 9    | ②      |
| <b>IV. 車両管理等</b>                              |  |      |        |
| (1) 整備管理規程が定められているか                           |  | 0    |        |
| ○ (2) 整備管理者が選任され、届出されているか                     |  | 1    |        |
| (3) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか                      |  | 5    | ⑨      |
| (4) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか             |  | 3    |        |
| ○ (5) 定期点検基準に基づき適正に点検整備を行い、記録簿等が保存されているか      |  | 7    | ⑦      |
| <b>V. 労基法等</b>                                |  |      |        |
| (1) 就業規則が制定され、届出されているか                        |  | 7    | ⑦      |
| (2) 36協定が締結され、届出されているか                        |  | 3    |        |
| (3) 労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)             |  | 1    |        |
| ○ (4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか           |  | 8    | ④      |
| <b>VI. 法定福利費</b>                              |  |      |        |
| (1) 労災保険・雇用保険に加入しているか                         |  | 2    |        |
| (2) 健康保険・厚生年金保険に加入しているか                       |  | 3    |        |
| <b>VII. 運輸安全マネジメント</b>                        |  |      |        |
| (1) 運輸安全マネジメントの実施は適正か                         |  | 9    | ②      |
| 指導件数合計                                        |  | 122  |        |

# 青年部会だより

## 01

### 第1回臨時総会が開催されました

11月28日(土)、神奈川県トラック総合会館において2020年度第1回臨時総会が開催されました。

会員127名のうち出席者46名、委任状提出者51名となり、ご来賓として神ト協吉田会長、東海林常任理事、會田常務理事をお迎えし、2021年度部会長(案)、2021年度幹事(案)について審議され、滞りなく承認されました。なお2021年度部会長には置田圭三(置田運輸株)が就任いたしました。

今回の臨時総会はZoomでの出席が32名となり、通信障害などのトラブルもなくスムーズに運営・決議を行うことができました。



## 02

### 社会貢献事業「訪問」クリスマスケーキ作りを開催しました

12月12日(土)、社会貢献委員会による社会貢献事業「訪問」が実施されました。

児童養護施設の高風子供園へ少し早いクリスマスプレゼントを届けるべく、ベルシャープのシェフパティシエにご協力いただきケーキを製作し、同時にプレゼントを運送する動画を上映しました。子供たちの眼差しと溢れる笑顔がとても印象的でした。

今後も青年部会では地域に根差した社会貢献活動を進めてまいりますので引き続きよろしくお願いいたします。



# NEWS BOX

## 委員会・会議開催情報

### 第6回 常任理事会

日 時 12月8日(火) 12時00分～  
場 所 7階研修室  
報告事項 新型コロナウイルス第四回影響度調査結果について  
議 題 (1)第5回(通算191回)理事会について  
(2)運輸事業振興助成交付金事業の状況について  
(3)令和3年度事業計画骨子(案)について  
(4)その他

### 第4回 交通環境委員会

日 時 12月18日(金) 11時00分～  
場 所 7階研修室  
報 告 (1)令和2年度 各種研修会等及び各種助成事業の進捗状況について  
(2)道路環境改善検討会からの報告について  
(3)その他  
議 題 (1)今後の交通環境対策事業(案)について  
(2)貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しに伴う対応方(案)について  
(3)令和3年度 交通環境委員会事業計画(素案)について  
(4)その他

## 今後の主な会議・行事予定

理事会(バイシラトン)  
1月13日(水) 14時00分～

## 新規入会

令和2年12月1日現在 会員総数 2,319社

| 月 日  | 会社名           | 主な連絡先(所在地)                      | 電話番号         | 車両数 | ブロック |
|------|---------------|---------------------------------|--------------|-----|------|
| 12.1 | (株)マンハッタンサービス | 川崎市川崎区浮島町12-10 A棟5階<br>(本社:東京都) | 044-223-7518 | 8   | 川崎   |
| 12.1 | エー・トランス(株)    | 横浜市旭区南本宿町146-14<br>(本社:千葉県)     | 045-351-5861 | 10  | 横浜   |

## 県内の交通事故

(令和2年10月)

| 月・年累計区分 | 発生件数    | 死者数  | 負傷者数    |
|---------|---------|------|---------|
| 10月中    | 1,969件  | 10人  | 2,256人  |
| 10月末    | 16,463件 | 113人 | 19,121人 |
| 前年同期比   | -2,630件 | +1人  | -3,380人 |
| 増減率     | -13.8%  | 0.9% | -15.0%  |

## 都道府県別交通事故死者数ワースト3

(令和2年10月)

| 順 位   | 1    | 2    | 3    | 4    |
|-------|------|------|------|------|
| 都道府県  | 愛知   | 北海道  | 神奈川  | 東京   |
| 10月中  | 13人  | 11人  | 10人  | 14人  |
| 10月末  | 127人 | 115人 | 113人 | 112人 |
| 前年同期比 | +3人  | -10人 | +1人  | +12人 |

## 一般貨物自動車運送事業用車両(トレーラーを除く)の推移

車種別

|      | 令和2年3月末 |        | 令和2年9月末 |       | 令和2年10月末 |       |       |       |       |
|------|---------|--------|---------|-------|----------|-------|-------|-------|-------|
|      | 車 両 数   | 車両数    | 対前年度末   |       | 車両数      | 対 前 月 |       | 対前年度末 |       |
|      |         |        | 増減数     | 比 率   |          | 増減数   | 比 率   | 増減数   | 比 率   |
| 普 通  | 46,992  | 47,141 | 149     | 100.3 | 47,078   | △63   | 99.9  | 86    | 100.2 |
| 小 型  | 4,630   | 4,554  | △76     | 98.4  | 4,540    | △14   | 99.7  | △90   | 98.1  |
| 特種普通 | 18,641  | 18,725 | 84      | 100.5 | 18,725   | 0     | 100.0 | 84    | 100.5 |
| 特種小型 | 785     | 770    | △15     | 98.1  | 778      | 8     | 101.0 | △7    | 99.1  |
| 合 計  | 71,048  | 71,190 | 142     | 100.2 | 71,121   | △69   | 99.9  | 73    | 100.1 |

1) 神奈川運輸支局 自動車保有台数調べより引用 2) 特種には、乗用の特種車を含む。



NEWS BOX

—神奈川県弁護士会所属弁護士による—

□ 無料法律相談のお知らせ □

※事前予約制（事業部 業務課 TEL 045-471-8882まで）※

毎月第2月曜日（祝日の場合翌週月曜日）が  
無料法律相談開催日です。

1月の相談日は、1月18日（月）です。

2月の相談日は、2月8日（月）です。

開催時間：①13時30分～ ②14時30分～  
各枠1社1時間

場 所：トラック総合会館個室  
（港北区新横浜2-11-1）

※各地域の神奈川県弁護士会法律相談センターでの  
相談もご利用いただけます。

（いずれも事前予約制となります。必ず業務課までご  
連絡ください。）

○体調が良くない方は出席をご遠慮ください。

○マスクの着用・手指消毒にご協力ください。

○受付にて体温測定を実施させていただき、発熱の  
症状がある方は出席をご遠慮いただきますので、  
予めご了承ください。

## 8ケタの神ト協会員番号の確認について

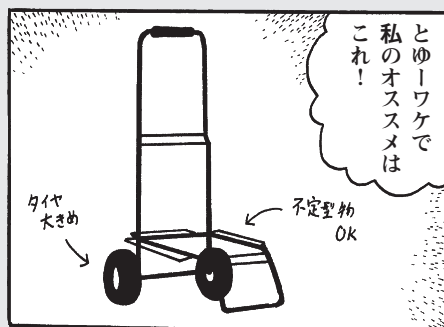
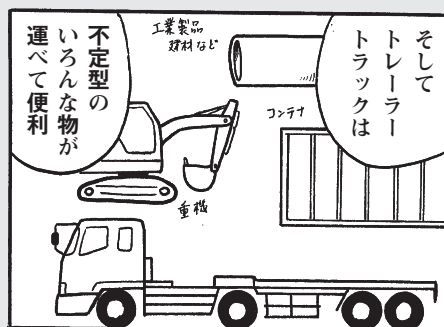
会員の皆様からのお問い合わせの中で、「会員番号  
を教えてください」とのご質問が多く寄せられます。

これを受け、昨年12月号より送付しております「神  
奈川トラック時報」をお送りしている封筒の宛先の  
下に貴社8ケタの会員番号を表記することといたし  
ましたのでご参照ください。

※トラック時報を年間購読していただいている団体様、  
会員様の他営業所の送付封筒には会員番号は記載  
されておきませんので、ご了承ください。

## もってけカナちゃん

水田恐竜



## 11月・月間ベストセラーズ（総合部門）

|    |                             |                                              |     |                                        |                                           |
|----|-----------------------------|----------------------------------------------|-----|----------------------------------------|-------------------------------------------|
| 1位 | おしりたんてい<br>おしりたんていのこい!?     | 著者名 トロル<br>出版社 ポプラ社<br>980円+税                | 6位  | ベルソナ — 脳に潜む闇                           | 著者名 中野信子<br>出版社 講談社<br>880円+税             |
| 2位 | 鋼鉄の法 — 人生をしなやかに、<br>力強く生きる  | 著者名 大川隆法<br>出版社 幸福の科学出版<br>2,000円+税          | 7位  | 人は話し方が9割 — 1分で人を動<br>かし、100%好かれる話し方のコツ | 著者名 永松茂久<br>出版社 すばる舎<br>1,400円+税          |
| 3位 | 明るい暮らしの家計簿 2021年版           | 著者名 ときわ総合サービス<br>出版社 ときわ総合サービス<br>700円+税     | 8位  | おしりダンディザ・ヤング —<br>おたからはおれにまかせろ!        | 著者名 トロル 春原ロビンソン 菊池晃弘<br>出版社 集英社<br>980円+税 |
| 4位 | 劇場版鬼滅の刃無限列車編ノベ<br>ライズみらい文庫版 | 著者名 吾峠呼世晴 松田朱夏 ufotable<br>出版社 集英社<br>700円+税 | 9位  | すみません、金利ってなんですか?                       | 著者名 小林義崇<br>出版社 サンマーク出版<br>1,300円+税       |
| 5位 | ノラネコぐんだん ケーキをたべる            | 著者名 工藤ノリコ<br>出版社 白泉社<br>1,200円+税             | 10位 | 世界一かんたん定番年賀状 2021                      | 著者名 年賀状素材集編集部<br>出版社 KADOKAWA<br>398円+税   |

文庫・コミック除く

2020年11月01日（日）～2020年11月30日（月） 有隣堂全店ベストセラーズ

# 神貨協連情報

神奈川県貨物自動車事業協同組合連合会 TEL045-471-7323

## ～WebKIT 受付開始のお知らせ～

当連合会では、会員協同組合に所属する組合員様を対象に、求荷求車システム「WebKIT」の受付を開始しますので概要をご案内いたします。興味を持たれた組合員様におかれましてはお気軽にお問合せください。

### 【加入条件】

下記全ての条件を満たすこと

- ①神貨協連に加入する協同組合の組合員であること
- ②所属する協同組合から加入の承認を得ること
- ③神貨協連 理事会で承認を得ること

注1 所属する協同組合がKIT に加入している場合は、所属組合を通じてKIT をご利用下さい。

注2 上記の加入条件を満たせば貨物利用運送事業の登録がない組合員事業者様も加入できます。ただし、KIT に荷物登録・成約することはできません。

### 【費用】

#### 1. 加入時にかかる費用

| 項目  | 金額      | 備考          |
|-----|---------|-------------|
| 預入金 | 25,000円 | 脱退時に返却いたします |

#### 2. 月々にかかる費用

| 項目            | 金額                | 備考                               |
|---------------|-------------------|----------------------------------|
| 会費            | 2,000円            |                                  |
| ID 利用料        | 1,000円            | ID を追加する場合、1,000円／1ID の費用がかかります。 |
| 運送代金補償<br>保険料 | 500円<br>(or 700円) | 取引金額によっては700円に移行させて頂く場合がございます。   |

#### 3. KIT 利用の際にかかる費用

| 項目              | 金額            | 備考                      |
|-----------------|---------------|-------------------------|
| 取扱手数料           | 成約運賃の3%       |                         |
| KIT 荷物保険<br>保険料 | 成約運賃の<br>0.2% | 運搬を受託した場合にお支払いが必要となります。 |

### ●WebKIT とは

トラックが空いているので荷物がほしい「空車情報」と、空き車両がないので荷物を運んでほしい「荷物情報」をマッチングする求荷求車システムです。帰り荷の確保、実働率の向上、協力会社のネットワーク作り等々、トラック運送事業者の生産性向上に役立つツールです。

WebKITの詳細は日貨協連ホームページをご覧ください。

<http://www.nikka-net.or.jp/> （※「日貨協連」で検索）

# 陸災防神奈川県支部情報

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川県支部 TEL045-472-1818

## ■フォークリフト講習等 資格取得のご案内（令和3年1月～3月）陸災防神奈川県支部

陸災防神奈川県支部では、フォークリフト講習をはじめ、各種講習会を実施しております。

従業員の資格取得に活用してください。いずれの講習も席に余裕がありますのでぜひ受講してください。

なお、科目により雇用調整助成金の教育訓練に該当することもあります。詳細は神奈川県労働局職業安定部職業対策課（神奈川県労働局ホームページ→各種法令手続き→助成金・奨励金・給付金→雇用調整助成金）をご参照ください。

| 科 目               | 日 時                    | 会 場                        | 受 講 料                   |
|-------------------|------------------------|----------------------------|-------------------------|
| フォークリフト運転技能講習     | 1/16(土)17(日)23(土)24(日) | 北相貨物自動車協同組合（愛川）<br>（学科・実技） | 40,150円<br>↓<br>38,500円 |
|                   | 2/6(土) 7 (日)13(土)14(日) |                            |                         |
|                   | 3/6(土) 7 (日)13(土)14(日) |                            |                         |
|                   | 1/23(土)24(日)30(土)31(日) | 川崎総合物流運輸協同組合<br>（学科・実技）    | ※テキスト代(1,650円)<br>割引中！！ |
|                   | 2/13(土)14(日)20(土)21(日) |                            |                         |
|                   | 3/6(土) 7 (土)13(土)14(日) |                            |                         |
| 小型移動式クレーン運転技能講習   | 1/9(土)10(日)11(月)祝・満席   | 北相貨物自動車協同組合（愛川）<br>（学科・実技） | 31,400円                 |
| 玉掛け技能講習           | 1 /29(金)30(土)31(日)     | 北相貨物自動車協同組合（愛川）<br>（学科・実技） | 21,450円                 |
| はい作業主任者技能講習       | 2/2(火)3(水)満席           | 神奈川県トラック総合会館（学科）           | 9,300円                  |
|                   | 3 / 5 (金) 6 (土)        |                            |                         |
| 積卸し作業指揮者教育        | 2 /10(水)               | 神奈川県トラック総合会館（学科）           | 7,420円                  |
| 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育 | 2 / 2 (火)              | 神奈川県トラック総合会館（学科）           | 7,420円                  |
| 安全衛生推進者初任時教育      | 2 /26(金)               | 神奈川県トラック総合会館（学科）           | 8,030円                  |

### 〈問合せ・申込先〉陸災防神奈川県支部

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-11-1 トラック総合会館内 TEL 045-472-1818 FAX 045-472-1305

案内書・申込書を送付いたします。

ホームページ… [陸災防神奈川県支部](#) [検索](#) 案内書・申込書を取り出せるほか空き状況も掲載しています。

## 滑らないでください！車も人も！！

冬が来ます。氷、霜、そして雪により車のスリップ事故、人の転倒災害増加する時期です。スリップや転倒の原因は、氷や霜そして雪などにより足元が滑りやすくなるからです。転倒災害は、それに加え人の身体は、低温により身体の筋肉などの機能が低下し、とっさの時に転倒を避けきれなくなるからです。

これから寒さが強まりますので、冬期の転倒災害予防のため、次の事項に留意して対策を講じてください。

- ◎担当者を決め、敷地内の雪や水溜りの水を取り除き、足元の安全確保をしましょう。
- ◎屋内に入る時は、靴裏の雪や水分をふき取り、安全な通路を確保しましょう。
- ◎人が多く通行する出入り口は、ヒートマットを敷くなど水分除去を徹底しましょう。
- ◎夜間は足元を明るくした安全通路を確保しましょう。
- ◎寒波などの時は従業員に天気予報を早めに周知して次の対策を講じましょう。
  - \*転倒しにくい靴の着用すること。柔らかいゴムを使った靴底は、路面に対する密着力が強いので滑りにくくなっています（車に冬用タイヤを装着するのと同じですね！）。
  - \*余裕をもって出勤しましょう。
- ◎事業所内の滑りやすい場所を洗い出し、「危険マップ」で従業員に周知しましょう。



柔らかいゴムを使った靴底は、路面に対する密着力が強いので滑りにくくなっています。

令和2年度 陸上貨物運送事業

## 「年末・年始労働災害防止強調運動」実施中

実施期間：令和2年12月1日から令和3年1月31日

スローガン：「健診の数値でしっかり現状把握 所見に合わせて予防・改善」





## 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育 積卸し作業指揮者教育を開催します

陸災防  
神奈川県支部

荷役作業における労働災害を防止するため、労働安全衛生規則では

両指揮者教育の集中開催です！

- ① 車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う場合は  
「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」(第151条の4)
- ② 1つの荷で重量が100kg以上のものを貨物自動車に積卸しする場合は  
「積卸し作業指揮者」(第151条の70他)

を定め、その者に直接指揮を行わせなければならないとされています。

本教育講習は、厚生労働省(旧労働省)が定めた安全衛生教育実施要領において、作業指揮者の職務遂行に必要な知識等を付与するために示された教育カリキュラムに基づき実施いたしますので、ご受講いただきますようお願いいたします。【カリキュラム等詳細は当支部ホームページをご参照ください】

| 【車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育】                                  | 【積卸し作業指揮者教育】                     | 【追加教育】                              |
|------------------------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|
| 1 日 時：令和3年2月2日(火)<br>午前9時から午後5時                      | 1 日 時：令和3年2月10日(水)<br>午前9時から午後5時 | 1 日 時：令和3年2月25日(木)<br>午前9時又は午後1時15分 |
| 2 受講料：7,420円                                         | 2 受講料：7,420円                     | 2 受講料：4,400円                        |
| 3 定 員：30名                                            | 3 定 員：30名                        | 3 定 員：30名                           |
| 【その他】                                                |                                  |                                     |
| 4 受講料にはテキスト等教材費、消費税が含まれています。(但し、追加教育はテキスト持参をお願いします。) |                                  |                                     |
| 5 開催場所：神奈川県トラック総合会館 横浜市港北区新横浜2-11-1                  |                                  |                                     |
| 6 追加講習は車両系指揮者(午前9時開始)・車両系指揮者(午後1時15分開始)で講習時間は3時間です。  |                                  |                                     |
| 7 修了証の交付：講習を修了した方に対して、修了証を交付いたします。                   |                                  |                                     |
| 8 申し込み締切：講習日の1週間前(ただし定員になり次第締め切ります)                  |                                  |                                     |

### ※受講申し込み・入金方法

下記の受講申込書にご記入の上、FAX送信してください。FAXによる先着順となります。

FAX送信後、ただちに(原則1週間以内)次のいずれかの方法で受講料のお支払いをお願いします。

- ① 下記口座に受講料を振り込んでください。
- ② 受講料を現金書留にて郵送してください。 ※入金確認後、FAXにて受講票と地図を送信いたします。
- ③ 受講料を陸災防神奈川県支部に持参してください。

事前のご入金をお願いします。講習当日のお支払いは受付しておりません。

|                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------|
| 振込口座：りそな銀行横浜支店 普通口座 0286304<br>陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部                 |
| 住所 〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-11-1 トラック総合会館4F<br>陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部     |
| TEL 045-472-1818 ホームページ： <a href="#">陸災防神奈川県支部</a> <a href="#">検索</a> |

..... 切り取らずにこのままFAXしてください (FAX：045-472-1305) .....

|                                                                                                                             |                   |          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|----------|
| <input type="checkbox"/> 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育<br><input type="checkbox"/> 積卸し作業指揮者教育<br><input type="checkbox"/> 追加講習(車両系・積卸し) | 受講申込書             | 令和 年 月 日 |
|                                                                                                                             | ※受講する科目に○を付けてください |          |
|                                                                                                                             | 事業場名              |          |
| 所在地 〒                                                                                                                       |                   |          |

| TEL       | FAX     | 担当者名    |
|-----------|---------|---------|
| 受 講 者 氏 名 | 生 年 月 日 | 役 職 名 等 |
|           |         |         |
|           |         |         |

※ご記入いただいた情報は、受講者への連絡、修了証作成等講習会実施のためだけに利用します。



## 安全衛生推進者(初任時)教育のお知らせ

陸災防  
神奈川県支部

労働安全衛生法においては中小規模事業場の安全衛生水準の確保・向上を目的として、事業主等の指示を受け、現場の安全衛生業務を担当する「安全衛生推進者」を選任することが義務付けられています。※1、※2  
また、選任した安全衛生推進者には労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づき初任時教育を行う必要があります。※3

陸災防神奈川県支部では下記により安全衛生推進者(初任時)教育を開催いたしますので、選任された方、または選任予定者で初任時教育がお済みでない方等が多数ご受講いただけますようご案内いたします。

注：※1 選任対象の事業場・・・①常時10人以上50人未満の事業場 ②業種は運送業他

※2 安全衛生推進者の選任要件(次の要件を満たせば選任できます)

- ①大学、高専卒業後1年以上の安全衛生の実務経験のある方
- ②高校等卒業後3年以上の安全衛生の実務経験のある方
- ③(学歴を問わず)5年以上の安全衛生の実務経験のある方
- ④安全衛生推進者養成講習修了者

※3 初任時教育(「労働災害防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針」による

本教育講習は、厚生労働省が陸上貨物運送事業の安全衛生推進者の職務遂行に必要な知識等を付与するための能力向上教育教育(初任時)カリキュラムに基づき実施いたしますので、ご受講いただきますようご案内いたします。【カリキュラム等詳細は当支部ホームページをご参照ください】

### 【安全衛生推進者(初任時)教育(能力向上教育)】

- 1 開催日時：令和3年2月26日(金) 午前9時から午後5時
- 2 開催場所：神奈川県トラック総合会館 横浜市港北区新横浜2-11-1
- 3 受講料：8,030円(教材費、消費税込み)
- 4 定員：30名
- 5 修了証の交付：講習を修了した方に対して、修了証を交付いたします。
- 6 申し込み締切：講習日の1週間前(ただし定員になり次第締切ります)

### ※受講申し込み・入金方法

下記の受講申込書にご記入の上、FAX送信してください。FAXによる先着順となります。

FAX送信後、ただちに(原則1週間以内)次のいずれかの方法で受講料のお支払いをお願いします。

- ①下記口座に受講料を振り込んでください。
- ②受講料を現金書留にて郵送してください。※入金確認後、FAXにて受講票と地図を送信いたします。
- ③受講料を陸災防神奈川県支部に持参してください。

事前のご入金をお願いします。講習当日のお支払いは受付しておりません。

振込口座：りそな銀行横浜支店 普通口座 0286304

陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部

住所 〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-11-1 トラック総合会館4F

陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部

TEL 045-472-1818

ホームページ：

陸災防神奈川県支部

検索

..... 切り取らずにこのままFAXしてください (FAX：045-472-1305) .....

事業場名

令和 年 月 日

所在地 〒

TEL

FAX

担当者名

| 受講者氏名 | 生年月日 | 役職名等 |
|-------|------|------|
|       |      |      |
|       |      |      |

※ご記入いただいた情報は、受講者への連絡、修了証作成等講習会実施のためだけに利用します。

# 陸運事業場の安全衛生ご担当者様へ 「高齢労働者に配慮した陸運業のための 労働災害防止対策セミナー」のご案内

受講料：無料

## 《厚生労働省補助事業》

昨今、高齢労働者の就労が一層進んでおり、60歳以上の労働災害も増加傾向にあります。この現状を受け、厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を策定しました。このセミナーでは、高齢者の災害の現状、行動特性、災害事例などを紹介し、陸運業において高齢者の労働災害防止対策をどのように進めていくかを提案します。

陸運業の労働災害で、墜落・転落に次いで多い災害は、トラック荷台等での荷崩れによるものとなっています。①積み付け・固縛機器の取扱い、②荷締め機の不備による災害事例及びその対策、③荷役作業ガイドライン、④交通労働災害防止についても解説します。



Gマーク申請に当たっては、本セミナー当日に配布される「交通労働災害防止に関する資料」等の添付が必要になります。  
【必要な資料：次第、受講証明書、テキストの表紙と該当部分の写し】



### ～セミナーの主な内容～

- 開催日時 令和3年2月24日(水) 14:00～17:00
- 開催場所 神奈川県トラック総合会館6階第1研修室  
住所 横浜市港北区新横浜2-11-1 (TEL 045-472-1818)
- 定員 50名程度 (先着順)
- セミナー

| 内 容                                           | 講 師        |
|-----------------------------------------------|------------|
| 陸運業における労働災害の状況 (高齢者・荷役災害)                     | 神奈川労働局 担当官 |
| 高齢労働者の労働災害防止対策について<br>(交通労働災害防止、荷役作業ガイドライン含む) | 陸災防安全管理士   |
| トラック荷台での積荷の安全、適切な固定・固縛作業について                  |            |

- 参加費及びテキスト代 無料
- 申込み方法 下記参加申込書に記入し陸災防神奈川県支部までファックスでお申し込みください。(申込締切：2月15日(月) 受講票等は送付いたしません)
- 修了証 本セミナーを受講された方には、受講証明書を交付します。
- 問合せ先 陸災防神奈川県支部 TEL 045-472-1818

..... 切り取らずにこのままFAXしてください (FAX：045-472-1305) .....

**陸災防神奈川県支部 FAX 045-472-1305**

### 「高齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」参加申込書

|          |           |      |
|----------|-----------|------|
| 参加者氏名    | ふりがな      | ふりがな |
|          |           |      |
| 事業場名     | (業種： )    |      |
| 所在地      | 〒 —       |      |
| 電話・担当者氏名 | TEL ( ) — | ご担当者 |

※新型コロナウイルス感染症防止対策に十分配慮した上で開催いたしますが、マスクの着用等のご協力をお願いいたします。  
※参加申込書にご記入いただいた情報は、本セミナー及び当協会からの情報提供以外には使用いたしません。(2020.9)  
※新型コロナウイルス感染症予防対応のため、講習を延期又は中止する場合があります。



広告

神交共 安全情報・事故事例

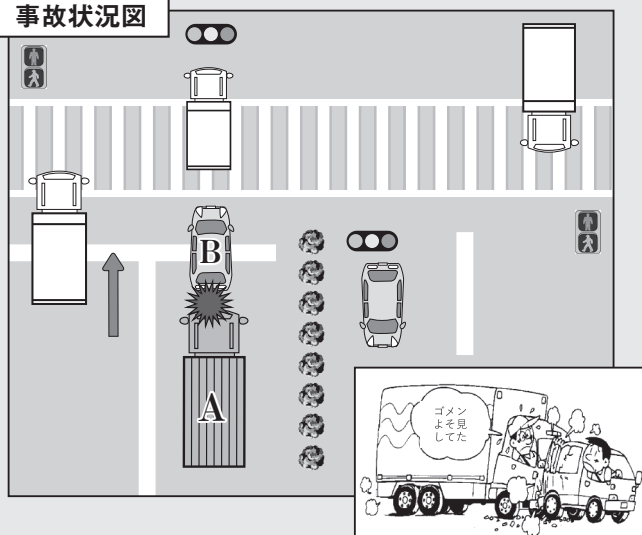
No.159

# 発進時の確認不足で追突

対物賠償

総賠償額 34 万円

事故状況図



## 事故の状況

大型貨物車を運転するAは、その日の仕事を全て終えて帰社する途中、交差点を信号待ちのため停止していたが、信号が青に変わり発進したところ、停止中の前車Bに追突し、Bの車両後部を損壊させた。

## 運転者の話

車内でスマホを落としてしまい、探しているうちに信号が青に変わり、隣のトラックが発進したのが見えたので、つられて発進したら前車に追突してしまいました。

## 事故防止のポイント

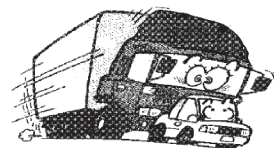
この事故の原因は、脇見をして前車の動きをよく確認しないまま見込み発進をしてしまったことです。交差点で他の車両が動き出しても、前車の動きをよく確認してから発進しましょう。

### ～コメンタリー運転で事故防止～

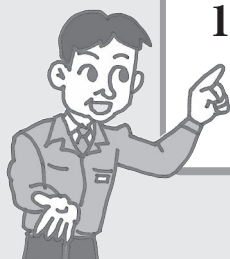
「前方よし！」と発進する際は声を出して確認し、コメンタリー運転を実践しましょう。

### <追突事故の防止ポイント！>

- 運転中は脇見をせず、前方の車両の動きをよく確認してから発進するようにしましょう。
- 交差点で信号待ちから発進する際は、一呼吸おいて運転する習慣を身につけましょう。



新型コロナウイルスを含む感染症対策の「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」に努めましょう。



1月の安全推進重点項目は、  
追突事故の防止  
（「見込み発進」の防止）です。

1月の安全運転推進スローガン

発進時  
確認しよう  
前後左右

# 神交共ロードサービス

神奈川県自動車交通共済協同組合の契約者サービス「神交共ロードサービス」は、多くの皆様からご好評をいただいております。

## 1. サービス対象車両

当組合の対人共済契約車両（構内専用車、自動二輪車及び原動機付自転車を除く）



## 2. 補償範囲

- ① タイヤパンク時のスペアタイヤ交換作業（1回20万円(税込)限度、スペアタイヤ代除く）
  - ② 事故または故障等により走行不可能となった場合の修理工場までのレッカー搬送（1回20万円(税込)限度、脱輪・落輪による引き上げを含む）
- ※応急修理費用は含まれません。お客様都合による二次搬送等はサービス対象外（お客様負担）となります。

無料サービス

レッカー・引き上げ・タイヤ交換



有料サービス

バッテリー上がり・ガス欠・鍵開け など



※各々20万円を超えた場合は、超過額は実費負担となります。

（提携ロードサービス会社：JHRネットワークサービス株式会社）

## 安心と安全を提供!!

【組合員はすべて無料でご利用いただけます】



- ・安全運転トレーニングセンター  
少人数グループディスカッション
- ・輸送安全規則に基づく「特別指導講習」  
〔初任・事故惹起〕 各月一回、協同組合アツリウでも実施（初任）
- ・輸送安全規則に基づく「特別適性診断（国土交通大臣認定）」  
〔初任・適齢・特定Ⅰ〕
- ・つばさ号  
（運転操作検査器搭載車）
- ・アクセスチェッカー  
（可搬型事故防止機器）
- ・運転者講習会  
当組合講師による出張講習

組合未加入の方のご利用は、一部有料にて受け付けております。



 神奈川県自動車交通共済協同組合

〒222-8582 横浜市港北区新横浜二丁目13番地4  
TEL. 045-475-2134 FAX. 045-475-2144  
URL. <http://shinkokyo.or.jp>



広告

信頼のネットワークで日本のハイウェーを結ぶ



# 宇佐美

いつでもどこでも、よりよい品をより安く、しかも確かな技術で。

## 株式会社 東日本宇佐美

〒113-0033 東京都文京区本郷2-22-2 宇佐美第一本郷ビル4階

TEL 03-6801-5192 FAX 03-6801-5230 URL <http://usami-net.com> 携帯URL <http://usami-net.com/keitai/>

広告

# YAKO

## WRECKER ROAD SERVICE

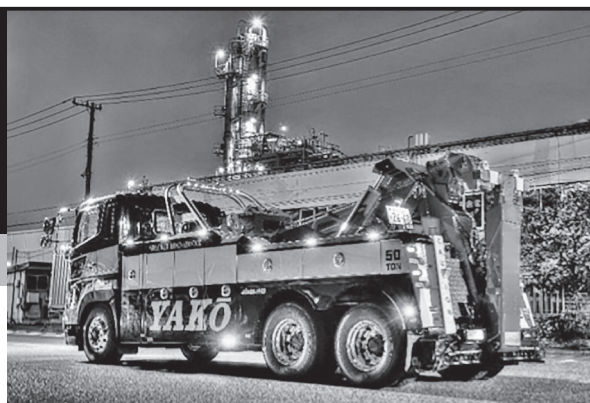
◇最高品質ロードサービス◇

——— 故障・事故 365日24時間出動 ———

- ☆普通車・中型～大型トラック・バス・トレーラー 対応可能
- ☆レッカー車・サービスカー 37台常時待機
- ☆日野自動車・いすゞ自動車・UDトラックス・三菱ふそう  
各保険・リース提携 JHRネットワークサービス株式会社加盟
- ☆首都高速道路・NEXCO東日本・各社協定 保険切替え可能

各営業所案内

- 本社(鶴見区)
- 横浜湾岸営業所(神奈川区)
- 東京支店(大田区新蒲田)
- 麻布営業所(港区三田)



(有)矢向自動車工業

TEL(045)581-2815

〒230-0001 横浜市鶴見区矢向1-5-39

URL <http://www.carclap.co.jp>

E-MAIL [yako@carclap.co.jp](mailto:yako@carclap.co.jp)



広告

## 全国トラック事業グループ保険 (災害保障特約付団体定期保険)

■問合せ先 総務部 経理課 TEL 045-471-5511



2018年度  
給付実績

| 保険金・給付金         | 件数  | 金額       |
|-----------------|-----|----------|
| 死亡保険金または高度障害保険金 | 30件 | 67,700千円 |
| 障害給付金           | 2件  | 3,400千円  |
| 入院給付金           | 24件 | 約2,988千円 |

手続  
＼かんたん！／



医師による診査はなく  
(簡単な告知のみ)  
加入申込み手続は  
簡単です！

ご加入の際には、パンフレットにて  
詳細を必ずご確認ください。



広告

テレコムAIドライブレコーダーサポートプログラム <https://dr-license.jp/>

**Dr.ライセンス** NEW!

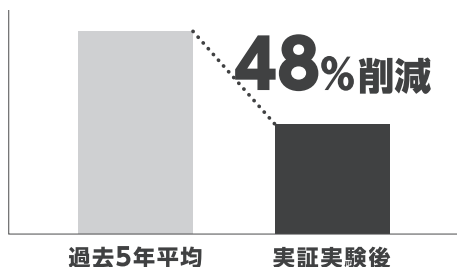
運転中のスマホ操作なども  
イベント撮影できる

AIで運送事業者の交通事故削減をサポート。

最大**48%**の事故削減効果を実証

※10万走行kmあたりの事故発件数。また、効果は実証実験での参考値です。

トラック500台



**Dr.ライセンス** とは？

Dr.ライセンスイメージキャラクター

AIの画像認識技術と危険検知アルゴリズムにより、脇見運転・一時停止違反・車間距離不足など今までのドライブレコーダーでは測定することが難しかった「軽度のリスク運転行動」についてAIが気づきを与え運転行動の改善へと導く交通事故削減支援サービスです。

今まで見過ごされていた「脇見」や「車間距離不足」などを確認することができます。



後付けできる衝突防止補助システム

モバイルアイの警告情報が  
事務所のデジタコ画面で確認できます。

ヒヤリハット

- クラウド型運行支援サービスにより、モバイルアイの警報、位置情報もリアルタイムに把握。
- 各種帳票を作成するツールとモバイルアイが連携、効率的に運用可能。
- 安全運転指導を強力にサポート。

違反・ヒヤリハットの  
警報情報も事務所に  
タイムリーに通知します

**DTS-D2D**

速度超過にも対応した  
6つの警報で追突事故を防止

**Mobileye 570**

追突警報 低速時追突警報 車間警報 車線逸脱警報 歩行者警報

株式会社 **テレコム** 東京本社

〒143-0006東京都大田区平和島4-1-23 JSプロブレビル11階

●お電話でのお問い合わせは

**TEL:03-3762-5091**

●ホームページからのお問い合わせは <https://www.telcom-net.co.jp/e-siryo.php>



広告

インジェクターやDPFの不調の改善に  
効果を最大に発揮します！

ディーゼルプロ  
**DIESEL PRO**

燃費改善

有害排気ガス減少

性能回復

**コスト削減**

コモンレール式の  
トラブルに抜群の効果！



エンジン洗浄の世界基準  
**ADVANTAGE**  
ENGINEERING

ディーゼルプロホームページ  
www.advantage-e.jp



facebook 最新情報  
配信中

ディーゼルプロに関するお問い合わせは

**☎045-633-4440**



株式会社サンオータス 環境車検部 営業課  
〒223-0059 神奈川県横浜市港北区北新横浜1-7-3



ディーゼルプロ  
デモ実施中

広告

## 運送業界向けソリューション

クラウド 対応

～「安全安心」と「働き方改革」の実現に向けて～

### 運転者台帳システム

最新かつ最適な運転者管理の実現



### 車両管理台帳システム

全車両情報を瞬時に検索可能。車検も見逃しません。



### 教育管理システム

教育記録を瞬時に検索。個人情報も守ります。



お客様独自のカスタマイズにも対応いたします。  
また、ドラレコ・デジタコ・アルコール  
検知器なども各種取り扱っておりますの  
で、お問い合わせください。



株式会社  
**神奈中情報システム**

〒254-0034 神奈川県平塚市宝町3番1号  
平塚MNビル11階

TEL 0463-22-8849 FAX 0463-22-8815

(担当：澤田、植田)

ホームページ <http://www.kanachu-it.co.jp/>



広告

神奈川県トラック協会・全日本トラック協会 指定研修施設



総合交通安全センター

ドライビングアカデミー小田原

トラック協会指定研修

- ◆ 1日研修 (1日間)
- ◆ 一般研修 (2日間)
- ◆ 特別研修 (3日間)

※いずれも安全教育訓練促進助成対象コースです。



国土交通省認定

運行管理者講習

- ◆ 一般講習・基礎講習… (貨物・旅客)

適性診断

- ◆ 初任診断、一般診断・適齢診断・特定診断 I

※講習日程等は小田原ドライビングスクールHPでご確認ください。

ミライズドローンスクール



ビジネスシーンでドローンを扱いたい方

- ◆ 国土交通省認定講習講習団体
- ◆ JUIDA認定資格が最短2日間で取得

運営 小田原ドライビングスクール

住所 小田原市蓮正寺540-2

☎ 0465-36-1215

FAX 0465-37-4603

ホームページURL

<http://odawara-ds.com/>



広告

神奈川県公安委員会指定

飛鳥 Driving College  
ドライビングカレッジ川崎



安全研修センター

ドライバーの育成(免許取得・初任診断)から運行管理者講習までワンストップ対応



国土交通省認定

適性診断

日曜・祝日の他、平日の夜も診断実施  
日々の業務に支障なく受診することが可能

- ・初任診断
- ・適齢診断
- ・特定診断 I
- ・一般診断



国土交通省認定

運行管理者講習

飛鳥ドライビングカレッジならではの交通心理士  
によるアドバイスを含めた講習内容

- ・貨物(基礎講習・一般講習)・旅客(基礎講習・一般講習)



企業研修

交通心理士を中心とした講師陣が研修を担当  
各企業様のニーズに応えた研修を実施

- ・新入社員研修
- ・事故者向け再教育
- ・出張講義 等



ドライバー養成・育成

業務に必要な様々な車種をラインナップ  
企業様ごとに最適な免許取得スケジュールをご提案

- 普通・大型・大型特殊・けん引・普通二種・大型二種

お問い合わせはこちらまで

適性診断・運行管理者講習はWEBからご予約が可能です

安全研修センターWEBサイト

飛鳥ドライビングカレッジ川崎

〒210-0025 神奈川県川崎市川崎区下並木 97  
京浜急行本線・JR 南武線 八丁駅より徒歩2分

安全研修センター直通

☎ 044-380-5510 FAX 044-380-6610

受付時間 9:00~20:00(日祝は17:30)  
定休日 月曜日



<https://aska-stc.co.jp/>



広告



## 天然ガストラックは物流の エネルギーセキュリティ向上と 大気環境改善を実現します。

石油系燃料に頼らない天然ガストラックは東日本大震災直後でも、  
大半が運行を停止することがありませんでした。

天然ガスの産地は世界中にあり、エネルギーセキュリティ性が  
高いことが特徴です。

さらに天然ガストラックはCO<sub>2</sub>やNO<sub>x</sub>、PMなどの排出量が少ない  
ため大気環境改善に貢献しています。



© 2013 ISUZU MOTORS LIMITED



東京ガス株式会社 NGV 事業室

〒105-8527 東京都港区海岸 1-5-20 TEL 03-5400-6774

<http://eee.tokyo-gas.co.jp/product/ngv>

## 神奈川県トラック協会 会員事業者様 限定

### 相模原サービスセンターでの適性診断 (初任診断・適齢診断)のご案内

- 神奈川県トラック協会からの助成があるため受診手数料は2,400円です。ただし、助成可能人数を超える場合、全額（4,800円）の負担となります。
- 相模原サービスセンターへのお問い合わせはご遠慮ください。
- 予約ご希望の方は【相模原サービスセンター専用】適性診断申込書（次頁）を当支所あてにFAXで送信してください。

#### 【実施日程】

1月25日(月)・2月12日(金)・2月15日(月)

※コロナウイルス予防の関係で中止となる場合がございます。

## 国土交通省認定セミナーのご案内

- 予約は当機構ホームページ予約システム  
(<https://s-yoyaku.nasva.go.jp/index.html>) からお願いいたします。

#### 【実施日程】

| 講習日    | セミナー名      | 会場             |
|--------|------------|----------------|
| 2/1(月) | ガイドラインセミナー | 神奈川県トラック総合会館7階 |
| 2/6(土) | リスク管理セミナー  | 神奈川県トラック総合会館6階 |
| 2/9(火) | 内部監査セミナー   | 神交共ビル9階        |

各セミナーとも講義時間は13:00～16:30（受付12:30～）となります。



独立行政法人 自動車事故対策機構 神奈川支所

横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館3階

TEL 045-471-7401

FAX 045-471-7405

# 【相模原サービスセンター専用】適性診断申込書 (FAX) 045 - 471 - 7405

《コピーしてお使いください》

神奈川県トラック協会相模原サービスセンターにて適性診断の受診をご希望の方は、  
以下に必要事項をご記入のうえ、**ナ斯巴神奈川支所**までFAXにてお申し込みください。  
なお、先着順かつ台数に限りがございますので、ご希望に添えない場合がございます。

受付印

## 受診される種別に○印 【初任・適齢】

※受付印が押印された  
申込書の返送をもって、  
予約の確定となります。

### ●申込者

|         |              |
|---------|--------------|
| 会社名     | ※ゴム印でもかまいません |
| 営業所・支店名 |              |
| 郵便番号    |              |
| 住所      |              |
| 電話番号    |              |
| FAX番号   | — —          |
| ご担当者名   |              |

### ●希望日（※実施日は日程表参照・□欄は、チェック☑を記入してください）

|      |        |                |
|------|--------|----------------|
| 第1希望 | 月 日 曜日 | □第1部 □第2部 □第3部 |
| 第2希望 | 月 日 曜日 | □第1部 □第2部 □第3部 |
| 第3希望 | 月 日 曜日 | □第1部 □第2部 □第3部 |

### ●開始時刻

| 部   | 開始時刻  | 診断区分               |
|-----|-------|--------------------|
| 第1部 | 10:00 | 初任診断<br>又は<br>適齢診断 |
| 第2部 | 12:00 |                    |
| 第3部 | 14:00 |                    |

### ●受診される方（□欄はチェック☑を記入してください）

|                      |                                                                                                                                                                        |  |    |  |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----|--|
| 氏名(フリガナ)             | セイ                                                                                                                                                                     |  | メイ |  |
| 氏名(漢字)               | 姓                                                                                                                                                                      |  | 名  |  |
| 生年月日・年齢              | 西暦 年 月 日 (満 歳)                                                                                                                                                         |  |    |  |
| 性別                   | □男 □女                                                                                                                                                                  |  |    |  |
| 取得免許                 | <input type="checkbox"/> 第二種・第一種中型・第一種大型・けん引 のいずれか<br><input type="checkbox"/> 第一種普通(含8t未満限定の中型)・自二車・大特 のいずれか<br><input type="checkbox"/> 原付・免許なし                      |  |    |  |
| 免許年数<br>(第一種普通免許取得後) | <input type="checkbox"/> 0～5年未満 <input type="checkbox"/> 5～10年未満 <input type="checkbox"/> 10～20年未満<br><input type="checkbox"/> 20～30年未満 <input type="checkbox"/> 30年以上 |  |    |  |

【連絡先】独立行政法人自動車事故対策機構 神奈川支所  
〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館3階  
TEL:045-471-7401 FAX:045-471-7405

【実施場所】神奈川県トラック協会相模原サービスセンター 2階会議室  
〒243-0303 愛甲郡愛川町中津4077-3  
北相貨物自動車協同組合中津ターミナル内

※開始時刻10分前に、①適性診断申込書、②診断手数料、③眼鏡等(眼鏡使用の方)を持参し直接2階会議室までお越しください  
※待合スペースはございません





# 本年も宜しく お願い申し上げます

## トラック関係団体

### 一般社団法人 神奈川県トラック協会

|       |       |
|-------|-------|
| 会 長   | 吉田 修一 |
| 副 会 長 | 藤木 幸二 |
| 〃     | 高橋 浩治 |
| 〃     | 飯沼 健史 |
| 〃     | 三原 輝美 |
| 〃     | 大竹 浩  |
| 〃     | 金谷 智司 |
| 専務理事  | 石橋 廣  |
| 常務理事  | 寺崎 慎一 |
| 〃     | 会田 修  |

### 神奈川県自動車交通共済協同組合

|       |       |
|-------|-------|
| 理 事 長 | 高橋 浩治 |
| 副理事長  | 吉田 修一 |
| 〃     | 稲葉 武久 |
| 〃     | 大竹 浩  |
| 専務理事  | 宮嶋 雄二 |
| 常務理事  | 大村 忠士 |
| 〃     | 中臣 誠  |
| 〃     | 大塚 淳  |
| 〃     | 三原 輝美 |
| 〃     | 奥山 恵子 |
| 〃     | 大沼 豊和 |
| 〃     | 中山 秀雄 |

### 神奈川県 貨物自動車事業協同組合連合会

|       |       |
|-------|-------|
| 会 長   | 飯沼 健史 |
| 副 会 長 | 高橋 浩治 |
| 〃     | 稲葉 武久 |
| 専務理事  | 石橋 廣  |

### 陸上貨物運送事業 労働災害防止協会神奈川県支部

|       |       |
|-------|-------|
| 支 部 長 | 吉田 修一 |
| 副支部長  | 藤木 幸二 |
| 〃     | 高橋 浩治 |
| 〃     | 飯沼 健史 |
| 〃     | 三原 輝美 |
| 〃     | 大竹 浩  |
| 〃     | 金谷 智司 |
| 常務理事  | 松渕由紀夫 |

神奈川トラック時報 第738号 2021年1月1日

- 発行所 一般社団法人 神奈川県トラック協会 〒222-8510 横浜市港北区新横浜2-11-1 TEL.045(471)5511 FAX.045(471)9055
- 編集発行人 広報委員長 伊藤保義
- 編集委員 森 修一、大門ヒロ子、秋元伸介、望月太介、有安俊哉、小泉恵子、中嶋浩之
- 購読料1部 100円（本紙の購読料は月会費に含まれております）

[illegible]